

## ⑨ 国土交通省

|        |  |
|--------|--|
| 法人名    | 独立行政法人土木研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉<br>(理事長:魚本 健人)   |
| 目的     | 土木技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等を行うことにより、土木技術の向上を図り、もって良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進に資することを目的とする。   |
| 主要業務   | 1 土木技術に関する調査、試験、研究及び開発。2 土木技術に関する指導及び成果の普及。3 委託に基づく土木に係る建設技術に関する検定。4 1に掲げるもののほか、委託に基づく重要な河川工作物についての調査、試験、研究及び開発、並びに土木に係る建設資材及び建設工事用機械についての特別な調査、試験、研究及び開発。5 国の委託に基づく国土交通省の施行する建設工事で政令で定めるものに係る特殊な工作物の設計。6 前記1～5の業務に附帯する業務を行うこと。                        |
| 委員会名   | 国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)   |
| 分科会名   | 土木研究所分科会(分科会長:石田 東生)   |
| ホームページ | 法人: <a href="http://www.pwri.go.jp">http://www.pwri.go.jp</a><br>評価結果: <a href="http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000027.html">http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000027.html</a> |
| 中期目標期間 | 5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)  |

1. 府省評価委員会による評価結果

| 評価項目                                  | H19年度                | H20年度        | H21年度      | H22年度      | 第2期中期目標期間  | H23年度      | 備考  |
|---------------------------------------|----------------------|--------------|------------|------------|------------|------------|---|
| <総合評価>                                | 極めて順調                | 極めて順調        | S          | A          | A          | A          | <p>1. 総合評価は、19年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>2. 項目別評価は、19年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>3. 第2期中期目標期間の評価は、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>4. 項目別評価の項目3.の( )内は、第2期中期目標期間の評価に関する項目。</p> <p>5. 第2期中期目標期間の評価では、項目3.から項目7.までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価。</p> <p>6. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。</p> |
| <項目別評価>                               |                      |              |            |            |            |            |   |
| 1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上           |                      |              |            |            |            |            |   |
| (1)研究開発の基本的方針                         | 4点×2                 | 4点×2         | S×2        | S×1<br>A×1 | S×1<br>A×1 |            |   |
| (2)技術的課題に対する取組                        | 3点                   | 3点           | A          | A          | A          |            |   |
| (3)他の研究機関との連携等                        | 4点                   | 4点           | S          | S          | S          |            |   |
| (4)競争的研究資金等の積極的獲得                     | 4点                   | 4点           | S          | A          | A          |            |   |
| (5)技術の指導及び研究成果の普及                     | 5点×1<br>4点×5<br>3点×1 | 5点×1<br>4点×6 | S×4<br>A×3 | S×2<br>A×5 | S×3<br>A×4 |            |   |
| (6)水災害・リスクマネジメント国際センターによる国際貢献         | 5点                   | 5点           | SS         | S          | S          |            |   |
| (7)公共工事等における新技術の活用促進                  | 3点                   | 3点           | A          | A          | A          |            |   |
| (8)技術力の向上及び技術の継承への貢献                  | 3点                   | 3点           | S          | A          | A          |            |   |
| I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上          |                      |              |            |            |            |            |   |
| (1)研究開発の基本方針                          |                      |              |            |            |            | A×2        |   |
| (2)研究開発を効率的・効果的に進めるための措置              |                      |              |            |            |            | A×3        |   |
| (3)技術の指導及び成果の普及                       |                      |              |            |            |            | S×2<br>A×1 |   |
| (4)土木技術を活かした国際貢献                      |                      |              |            |            |            | S          |   |
| (5)技術力の向上、技術の継承及び新技術の活用促進への貢献         |                      |              |            |            |            | A          |   |
| 2.業務運営の効率化                            |                      |              |            |            |            |            |   |
| (1)組織運営における機動性の向上                     | 4点                   | 4点           | S          | A          | A          |            |   |
| (2)研究評価体制の再構築、研究評価の実施及び研究者業績評価システムの構築 | 3点                   | 3点           | A          | A          | A          |            |   |
| (3)業務運営全体の効率化                         | 4点                   | 4点           | S          | A          | A          |            |   |
| (4)施設、設備の効率的利用                        | 3点                   | 4点           | S          | A          | A          |            |   |
| II.業務運営の効率化                           |                      |              |            |            |            |            |   |
| (1)効率的な組織運営                           |                      |              |            |            |            | A          |   |
| (2)業務運営全体の効率化                         |                      |              |            |            |            | A          |   |
| 3.予算、収支計画及び資金計画(3.財務内容の改善)            |                      |              |            |            |            |            |   |
| (1)予算                                 | 3点                   | 3点           | A          | A          |            |            |   |
| (2)収支計画                               |                      |              |            |            |            |            |   |
| (3)資金計画                               |                      |              |            |            | A          | A          |   |
| 4.短期借入金の限度額                           | —                    | —            | —          | —          |            |            |   |
| 5.不要財産の処分に関する計画                       |                      |              |            |            |            |            |   |
| 6.重要な財産の処分等に関する計画                     | —                    | —            | —          | —          |            |            |   |
| 7.剰余金の使途                              | —                    | —            | S          | A          |            |            |   |
| 8.その他主務省令で定める業務運営に関する事項等              |                      |              |            |            |            |            |   |
| (1)施設及び設備に関する計画                       | 3点                   | 3点           | A          | A          | A          | A          |   |
| (2)人事に関する計画                           | 3点                   | 4点           | S          | A          | A          | A          |   |

2. 府省評価委員会による平成 23 年度評価結果 (H24.9.19) (主なものの要約)

(1) 総合評価

(評定理由)

- 個別項目ごとの評点の分布状況を勘案し、総合評定は A とする。

(法人の業務の実績)

- 東日本大震災に対し延べ 107 名、台風 12 号関係では延べ 203 名、その他の災害合わせて 393 名の専門家を派遣し、それぞれの立場で活動を行った。特に、東日本大震災により壊滅的被害を受けた宮城県の下水道施設については、水質改善の技術指導を行い、公衆衛生の確保に多大な貢献をしたこと、台風 12 号により発生した天然ダム 5 箇所に対する活動は住民の安全確保に貢献する等、高く評価できる。
- 研究成果は、23 年度に改定発刊された 45 件の技術基準類やマニュアルに反映された。特に、東日本大震災に関連しては、「河川堤防の耐震対策マニュアル(暫定版)」、「レベル 2 地震動に対する河川堤防の耐震点検マニュアル」、「橋、高架の道路等の技術基準(道路橋示方書)」に反映され、復旧・復興に係る事業に貢献した点は高く評価できる。
- 国内外からの要請を受け、インドネシアの火山噴火、タイの大洪水等に関連して、前年度実績を上回る職員 60 名を海外に派遣し、技術協力等を行ったことは評価できる。 など

以上のとおり、業務全般について中期計画の目標達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

(2) 項目別評価

| 評価項目                        | (1との<br>関連) | 独立行政法人の業務実績   | 府省評価委員会による評価結果等   |
|-----------------------------|-------------|---|---|
| 技術の指導及び<br>成果の普及<br>(技術の指導) | I<br>(3)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 23 年度は、東日本大震災、台風 12 号や各地で発生した土砂災害に対し、国や地方公共団体から要請を受け、現地調査や復旧対策等の技術的な指導・助言を行った。23 年度に国地方公共団体からの要請に基づき、延べ 393 人の専門家を派遣し、技術指導を行った。また、国内の災害のみではなく、海外における災害にも専門家を派遣し、技術指導を行った。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 東日本大震災に対し延べ 107 名、台風 12 号関係では延べ 203 名、その他の災害合わせて 393 名の専門家を派遣し、応急対策や調査、指導を行った。これは民間ではできないことであり、高く評価できる。</li> <li>• 特に、東日本大震災により壊滅的被害を受けた宮城県の下水道施設については、水質改善の技術指導を行い、公衆衛生の確保に多大な貢献をしたこと、台風 12 号により発生した天然ダム 5 箇所に対する活動は住民の安全確保に貢献する等、評価できる。</li> </ul>   |
| 技術の指導及び<br>成果の普及<br>(成果の普及) | I<br>(3)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 土木研究所の研究成果を世に広く提供するため、国土交通省をはじめとする各省庁や学術団体、公益法人などの各機関が発行する各種技術基準類の策定・改訂作業に積極的に参画した。研究により得られた最新の知見並びに多くの経験等を整理し、有益なマニュアル等を作成公開した。23 年度には 45 件の技術基準類等が発刊・改訂された。</li> <li>• 関連学会等において、質の高い研究成果を発表するよう努めており、23 年度の論文等の発表数は査読付論文 258 編、査読なしの論文や学会誌への寄稿等 1,022 編の合計 1,280 編となった。</li> <li>• 土木研究所の研究成果の周知・普及を目的として、土木研究所資料をはじめとする刊行物をホームページで全文を公開するとともに、主要な研究課題である重点プロジェクト研究および戦略研究については重点プロジェクト研究報告書としてホームページ上で公開した。また、土木研究所講演会等の各種講演会を開催した。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 研究成果は、23 年度に改定発刊された 45 件の技術基準類やマニュアルに反映された。特に、東日本大震災に関連しては、「河川堤防の耐震対策マニュアル(暫定版)」等に反映され、復旧・復興に係る事業に貢献した点は評価できる。</li> <li>• 研究成果を関連学協会において 1280 件発表し、その普及に努めている。また 25 件の論文や功績が表彰されたことは評価できる。</li> <li>• 災害調査速報等の記者発表や公開実験等の情報発信を行った結果、新聞掲載が 46 件、テレビ放映は 28 件、タイの洪水は 11 の番組で放映される等、土木研究所の存在意義・価値が取り上げられたことは評価できる。</li> <li>• 報道機関以外による情報発信は、研究成果を刊行物として公表し、また重点プロジェクト研究等は HP 上でも公開している点が評価できる。</li> <li>• 土木研究所講演会、寒地土木研究所講演会は計 700 名以上の参加者を得て開催され、また CAESAR 講演会は過去最多の約 500 名の参加を得て行われる等、講演会は技術情報提供、技術指導に有益なものであると判断できる。</li> </ul> |
| 土木技術を活か<br>した国際貢献           | I<br>(4)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 国内外の機関から、調査、講演、会議出席依頼等の要請を受けて延べ 60 名の職員を海外へ派遣した。また JICA からの依頼においては延べ 16 名を短期調査団員・短期専門家として各国へ派遣した。</li> <li>• ISO に関しては、国内対策委員会等において、我が国の技術的蓄積を国際標準に反映するための対応、国際標準の策定動向を考慮した国内の技術基準類の整備・改定等について検討した。</li> <li>• 博士課程、修士課程の学位授与に係る研修を一層充実し、15 カ国 34 名の研修を行った。その他 JICA と連携した防災の実務者への研修や、帰国研修生へのフォローアップ研修の実施、IFAS セミナーの開催、インターンシップ学生の受け入れなど積極的な研修活動を実施した。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 国内外の機関から調査・講演・会議出席等の依頼を受けて延べ 60 名の職員を海外に派遣したこと、特にインドネシアのムラピ火山噴火に起因する土石流の解析結果をインドネシア政府に提供したり、タイのチャオプラヤ川洪水対策に取り組んだ成果が特筆される。</li> <li>• ISO 規格のコンクリート静弾性係数試験に簡単な JIS 規格の試験方法が採用され、土木技術の国際的な普及のみならず、従来の試験方法・研究報告の国際的信頼性向上に貢献した。</li> <li>• ICHARM の研修生として 15 カ国 34 名の受入れや GRIPS との連携による博士課程の学生 3 名の入学など、途上国の災害対策のための人材育成におおきく貢献した。こうしたことから、土木技術を活かした国際貢献は優れた実施状況にあったと認められる。</li> </ul>   |

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見 (H25.1.21) (個別意見)

- 該当なし。

|        |  |
|--------|--|
| 法人名    | 独立行政法人建築研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉<br>(理事長:村上 周三)   |
| 目的     | 建築及び都市計画に係る技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等を行うことにより、建築・都市計画技術の向上を図り、もって建築の発達及び改善並びに都市の健全な発展及び秩序ある整備に資することを目的とする。  |
| 主要業務   | 1 建築・都市計画技術に関する調査、試験、研究及び開発。2 建築・都市計画技術に関する指導及び成果の普及。3 委託に基づく建築・都市計画技術に関する検定。4 1に掲げるもののほか、委託に基づく建築物、その敷地及び建築資材についての特別な調査、試験、研究及び開発。5 国、地方公共団体その他政令で定める公共的団体の委託に基づく特殊な建築物の設計。6 地震工学に関する研修生(外国人研修生を含む。)の研修。7 前六号の業務に附帯する業務を行うこと。                               |
| 委員会名   | 国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)   |
| 分科会名   | 建築研究所分科会(分科会長:西川 孝夫)   |
| ホームページ | 法人: <a href="http://www.kenken.go.jp/">http://www.kenken.go.jp/</a><br>評価結果: <a href="http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000027.html">http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000027.html</a> |
| 中期目標期間 | 5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)  |

1. 府省評価委員会による評価結果

| 評価項目                        | H19年度        | H20年度        | H21年度      | H22年度      | 第2期中期目標期間  | H23年度      | 備考   |
|-----------------------------|--------------|--------------|------------|------------|------------|------------|--|
| <総合評価>                      | 順調           | 極めて順調        | A          | A          | A          | A          | <p>1. 総合評価は、19年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>2. 項目別評価は、19年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>3. 第2期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>4. 項目別評価の項目3.の( )内は、第2期中期目標期間の評価に関する項目。</p> <p>5. 第2期中期目標期間の評価では、項目3から項目6までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価。</p> <p>6. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。</p> |
| <項目別評価>                     |              |              |            |            |            |            |  |
| 1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 |              |              |            |            |            |            |  |
| (1)研究開発の基本的方針               | 4点×1<br>3点×1 | 5点×1<br>4点×1 | S×2        | S×2        | S×1<br>A×1 |            |  |
| (2)他の研究機関等との連携等             | 4点×2         | 4点×2         | S×2        | A×2        | A×2        |            |  |
| (3)外部資金の活用                  | 3点           | 3点           | A          | A          | A          |            |  |
| (4)技術の指導                    | 4点           | 5点           | S          | S          | S          |            |  |
| (5)研究成果の普及等                 | 4点×4         | 5点×1<br>4点×3 | S×3<br>A×1 | S×2<br>A×2 | S×2<br>A×2 |            |  |
| (6)地震工学に関する研修               | 5点           | 5点           | S          | S          | SS         |            |  |
| I.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 |              |              |            |            |            |            |  |
| (1)研究開発の基本的方針               |              |              |            |            |            | S×1<br>A×1 |  |
| (2)研究開発を効率的・効果的に進めるための措置    |              |              |            |            |            | A×3        |  |
| (3)技術の指導及び成果の普及             |              |              |            |            |            | S×2        |  |
| (4)国際連携及び国際貢献               |              |              |            |            |            | A          |  |
| (5)地震工学に関する研修生の研修及び国際協力活動   |              |              |            |            |            | A×2        |  |
| 2.業務運営の効率化                  |              |              |            |            |            |            |  |
| (1)組織運営における機動性向上            | 3点           | 4点           | A          | A          | A          |            |  |
| (2)研究評価の実施及び研究者業績評価システムの構築  | 3点           | 4点           | A          | A          | A          |            |  |
| (3)業務運営全体の効率化               | 3点×3         | 3点×3         | A×3        | A×3        | A×3        |            |  |
| (4)施設、設備の効率的利用              | 3点           | 4点           | A          | A          | A          |            |  |
| II.業務運営の効率化                 |              |              |            |            |            |            |  |
| (1)効率的な業務運営                 |              |              |            |            |            | A          |  |
| (2)業務運営全体の効率化               |              |              |            |            |            | A          |  |
| 3.予算、収支計画及び資金計画(3.財務内容の改善)  |              |              |            |            |            |            |  |
| (1)予算                       | 4点           | 4点           | A          | A          | A          | A          |  |
| (2)収支計画                     |              |              |            |            |            |            |  |
| (3)資金計画                     |              |              |            |            |            |            |  |
| 4.短期借入金の限度額                 | -            | -            | -          | -          |            |            |  |
| 5.重要財産の処分計画                 | -            | -            | -          | -          |            |            |  |
| 6.剰余金の使途                    | -            | -            | -          | A          |            |            |  |
| 7.その他業務運営に関する事項             |              |              |            |            |            |            |  |
| (1)施設及び設備に関する計画             | 3点           | 3点           | A          | A          | A          | A          |  |
| (2)人事に関する計画                 | 3点           | 3点           | A          | A          | A          | A          |  |

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.9.19)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評定理由)

- 個別項目ごとの評点の分布状況を勘案し、総合評定はAとする。

(法人の業務の実績)

- 社会的要請の高い重点的研究開発課題に対して、研究所予算の79.2%(目標は概ね75%)を充当し、今後の低炭素社会における先進的なエコ住宅に関する技術的知見など、建築基準法等の技術基準に反映されるような優れた実績を上げていることは評価できる。

- 東日本大震災における建築物被害調査を、国の要請をうけて震災翌日より実施しており、平成 23 年度末までに 40 チーム、のべ 96 名の職員を派遣しているほか、被災者向け災害公営住宅の基本計画策定に対する技術的支援等の国や地方に対する技術的支援を積極的に実施し、優れた実績を上げていることは評価できる。
  - 東日本大震災に関する被害調査の結果や研究開発の成果など有益な情報を迅速に広く提供するため、報告会、講演会等の開催や報告書等の公表を積極的に行ったことは評価できる。 など
- 以上のとおり、業務全般について中期計画の目標達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

(2) 項目別評価

| 評価項目                                   | (1)との<br>関連 | 独立行政法人の業務実績  | 府省評価委員会による評価結果等  |
|--|-------------|--|--|
| 研究開発の基本的方針<br>(社会的要請の高い課題への重点的・集中的な対応) | I<br>(1)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>重点的研究開発課題に対して全体研究予算(外部資金等を除く)の 79.2%を充当(中期目標期間の目標値:概ね 75%)するなど、中期目標の達成に向けて重点的な研究開発を推進した。具体的には、「低炭素化の促進」「巨大地震等に対する安全対策」など、社会的要請の高い重点的研究開発課題に対応する研究課題として 11 課題に取り組んだ。また、重点的研究開発課題ではないものの、社会的要請の高い課題として実施した津波に対する建築物の安全性向上に関する研究開発、天井の安全性向上に関する研究開発にも取り組み、いずれも建築基準法等の技術基準に反映しうる成果を得た。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>重点的研究開発課題に対して、研究所予算の 79.2%を充当し、今後の低炭素社会における先進的なエコ住宅に関する技術的知見など、建築基準法の技術基準に反映される実績をあげたことは評価できる。</li> <li>東日本大震災の対応を精力的に実施し、津波に対する防災対策の研究は津波防災地域づくり法に基づく技術指針として反映された。さらに震災直後より実施した被害調査について 24 年5月に公表し、復旧、復興に関する国の関連行政施策の立案や技術基準の策定等における有用な基礎的資料として活用されたことは評価できる。</li> <li>天井の課題についても、耐震対策のための評価方法を提案し、体育館等の安全性の向上に大きく貢献したことは評価できる。</li> </ul>   |
| 技術の指導及び成果の普及(技術の指導等)                   | I<br>(3)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>国、地方公共団体、民間企業等からの依頼を受け、審査会、委員会、講演会等への役職員の派遣を 273 件、書籍の編集・監修を2件、合計 275 件の技術指導を実施した(後述の東日本大震災の調査派遣等は除く)。また、平成 20 年度より国からの要請に基づき実施している国の施策に関する評価事業は、平成 23 年度も継続して2件実施した。また、平成 23 年度の受託業務は1件であった(平成 22 年度:2 件)。なお、これら技術指導は、建築研究所にとって、社会や国民のニーズを生むの形で把握するための有効な手段となっている。</li> <li>震災以降、平成 23 年度末までに国土交通省の要請または自主的判断により実施した調査は、40 チーム、のべ96名となっている。調査結果は国土交通省に提供するとともに、いち早く平成 23 年5月に速報を公表し、その後、調査結果や研究成果のとりまとめを行い、平成 24 年3月には「平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震被害調査報告」として公表した。これらの成果は、復旧・復興に必要な国の関連行政施策の立案や技術基準の改定等に必要基礎的資料として活用された。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災翌日より、40 チーム、のべ 96 名の職員を現地に派遣し、建築物の被害調査を実施したほか、被災者生活再建や安全・安心なまちづくりに関する国・地方公共団体に対する技術的支援、津波防災地域づくり法制定への技術的支援など、緊急性の高い要請に応じて精力的に活動したことは評価できる。</li> <li>「住宅・建築物省 CO2先導事業」、「長期優良住宅先導事業」の評価業務を実施したことは評価できる。</li> <li>東日本大震災後の被害調査、液化化対策などの被災地への都市計画に関するアドバイスなどは評価できる。</li> <li>限られたマンパワーの中で先導的技術評価や指導を積極的に実施していることは評価できる。</li> <li>東日本大震災の影響の調査を迅速に実施し、研究成果が技術的支援に結び付いていることは評価できる。</li> </ul> |
| 技術の指導及び成果の普及(成果の普及等)                   | I<br>(3)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>建築研究所メインホームページへの所外からのアクセス数は、目標の毎年度 450 万件以上のところ約 585 万件となった。また、国際地震工学センターのホームページのアクセス数は約 219 万件となった。</li> <li>研究成果を査読付論文として関係学会等で発表することにより、質の高い研究成果の情報発信に努めた結果、平成 23 年度において日本建築学会論文集等で発表された査読付論文は 79 報となり、目標を達成した。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災に関連して、調査報告会やシンポジウムの開催、調査・分析結果報告書及び解説書の刊行など質量ともに優れた成果の普及・広報活動を行ったことは評価できる。なお、これらの成果はHPにも公表し、アクセス数は目標を超える 585 万件であり、大きな関心と呼んだ。</li> <li>査読付き論文数の発表も目標を上回る 79 報の実績を残したことは評価できる。</li> </ul>   |

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 該当なし。

|        |  |
|--------|--|
| 法人名    | 独立行政法人交通安全環境研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉<br>(理事長:大橋 徹郎)   |
| 目的     | 運輸技術のうち陸上運送及び航空運送に係るものに関する試験、調査、研究及び開発等を行うことにより、陸上運送及び航空運送に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保を図ることを目的とする。   |
| 主要業務   | 1 運輸技術のうち陸上運送及び航空運送に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保に係るものに関する試験、調査、研究及び開発。2 1に掲げる業務に係る成果の普及。3 道路運送車両法の規定に基づく自動車及び自動車の装置が保安基準に適合していないおそれの原因が設計又は製作の過程にあるかどうか並びに同法の規定による届出に係る改善措置の内容が適切であるかどうかの技術的な検証。4 道路運送車両法の規定に基づく自動車及び自動車の装置が保安基準に適合するかどうかの審査。5 前各号の業務に附帯する業務。 |
| 委員会名   | 国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)   |
| 分科会名   | 交通関係研究所分科会(分科会長:角 洋一)  |
| ホームページ | 法人: <a href="http://www.ntsels.go.jp">http://www.ntsels.go.jp</a><br>評価結果: <a href="http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000027.html">http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000027.html</a>     |
| 中期目標期間 | 5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)  |

1. 府省評価委員会による評価結果

| 評価項目                        | H19年度        | H20年度        | H21年度      | H22年度      | 第2期中期目標期間  | H23年度      | 備考   |
|-----------------------------|--------------|--------------|------------|------------|------------|------------|--|
| <総合評価>                      | 極めて順調        | 極めて順調        | A          | A          | A          | A          | 1. 総合評価は、19年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。<br>2. 項目別評価は、19年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。<br>3. 第2期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。<br>4. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 |
| <項目別評価>                     |              |              |            |            |            |            |  |
| I.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 |              |              |            |            |            |            |  |
| 1.質の高い研究成果の創出               | 5点×1<br>4点×6 | 5点×1<br>4点×6 | S×4<br>A×3 | S×2<br>A×5 | S×3<br>A×4 | S×2<br>A×4 |  |
| 2.自動車等の審査業務の確実な実施           | 4点×3         | 4点×3         | S×1<br>A×2 | A×3        | A×3        | A×2        |  |
| 3.自動車のリコールに係る技術的検証の実施       | 4点           | 4点           | A          | A          | A          | A×2        |  |
| 4.自動車の国際基準調和活動への組織的対応       | 4点           | 4点           | S          | S          | S          | S×2        |  |
| 5.組織横断的事項                   | 4点           | 4点           | A          | A          | A          |            |  |
| II.業務運営の効率化                 |              |              |            |            |            |            |  |
| 1.研究活動の効率的推進                | 4点           | 4点           | A          | A          | A          |            |  |
| 2.自動車等の審査業務の効率的推進           | 4点           | 4点           | A          | A          | A          |            |  |
| 3.管理・間接業務の効率化               | 3点           | 3点           | A          | A          | A          |            |  |
| 1.横断的事項                     |              |              |            |            |            | A          |  |
| 2.各業務の効率的推進                 |              |              |            |            |            | A          |  |
| 3.外部連携の強化                   |              |              |            |            |            | A          |  |
| III.予算、収支計画及び資金計画           | 3点           | 3点           | A          | A          | A          | A          |  |
| IV.短期借入金の限度額                | -            | -            | -          | -          | -          | -          |  |
| V.重要財産の処分計画                 | -            | -            | -          | -          | -          | -          |  |
| VI.剰余金の使途                   | -            | -            | -          | -          | -          | -          |  |
| VII.その他業務運営に関する事項           | 4点           | 3点           | A          | A          | A          | A          |  |

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.9.19)(主なものの要約)

(1) 総合評価

|  |
|--|
| (評定理由)   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>中期目標の達成に向けて着実な実施状況にある。</li> </ul>   |
| (法人の業務の実績)   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>基準策定支援研究と行政支援・執行业務とが同一組織内で併存・相互連携することで成果を最大限発揮するあるべき形の独法の一類型として評価できる。研究所では、この特徴を活かし、職員の交流等を推進することで各業務に相乗効果を発揮するなど、中期目標の達成に向け、順調な実施状況にあるといえる。</li> </ul> |

(2) 項目別評価

| 評価項目                              | (1との関連) | 独立行政法人の業務実績   | 府省評価委員会による評価結果等   |
|-----------------------------------|---------|---|---|
| 質の高い研究成果の創出<br>(自動車に関わる地域環境問題の改善) | I1      | <ul style="list-style-type: none"> <li>ディーゼル重量車のオフサイクル時において、窒素酸化物(NOx)排出量が大幅に増大する事例が確認されたことに対して、排出ガス実態調査の結果をもとに、排出ガスを著しく悪化させるエンジン制御(ディフィートストラテジー)を明確に定義するなど、再発防止策や検証のための対策について、行政への提案を行った。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。</li> <li>国土交通行政にかかわる地球環境政策の中で自動車は最も重要な対象であり、平成23年度に問題が生じたディーゼル車のオフサイクル時のディフィートストラテジー対策の行</li> </ul> |

|                     |     |  |  |
|---------------------|-----|--|--|
|                     |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>乗用車の排出ガス、燃費の国際調和試験方法に係る国際会議(WLTP)において、試験サイクル作成グループの議長、電気、ハイブリッド試験法サブグループのリーダーを当所職員が担当し、国際的な統一基準検討の議論を主導するとともに、走行試験により、我が国意見の根拠となるデータ取得を行った。</li> <li>騒音に係る将来規制の検討、評価法・試験法の改善等騒音測定結果に基づく実態解析を行い、環境騒音に影響する自動車、走行条件等を把握することにより、今後の自動車騒音の評価指標を明らかにした。</li> </ul>  | <p>政への提案、乗用車の燃費・排ガス試験法に係る世界統一試験サイクルに係る議論の主導など、特に社会的・国際的関心の高い分野において良好な成果を挙げており、安全で環境に優しい交通社会の実現に対し直接的な貢献が認められる。</p>   |
| 自動車等の審査業務の確実な実施     | I 2 | <ul style="list-style-type: none"> <li>審査業務に求められる内容は質・量ともに年々増加の傾向にある一方で、職員数や交付金が抑制されており、審査能力の向上と同時に業務の効率化・重点化を図っていくことが喫緊の課題となっている。このため、業務効率化のための創意工夫を継続的に行い審査方法に反映させる努力や職員の意識改革に取り組んだ。</li> <li>自動車審査部では、審査業務を実施し、基準不具合適合箇所についても、審査の過程で改善させることにより、基準に適合しない又はそのおそれのある自動車が出回ることを防止している。また、安全・環境基準が定められていない試験的な自動車について大臣認定に係る審査を行うことにより、基準の策定・改善を目的とした公道走行による試験の実施が認められた。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。</li> <li>審査部においては、自動車への複雑で高度な技術の導入や次世代車の普及に伴い、要求される知識・技術レベルが高まる中で審査への的確な対応のため、人材育成、能力認定制度の適切な運用等による能力の向上、計画的な技術者の登用や研究部門との連携による組織全体の審査能力向上が図られている。</li> <li>審査業務担当職員の研修・人事育成制度による審査能力向上は、地味だが極めて重要な業務であり、継続的な改善努力をお願いしたい。</li> </ul> |
| 自動車の国際基準調和活動への組織的対応 | I 4 | <ul style="list-style-type: none"> <li>自動車技術に関し国際標準化等の戦略的推進に対する社会的要請に答えるために、研究成果や技術評価・審査の知見を、国際基準を審議する場において示すことにより、積極的な関与を進めてきた。この活動を強化するために、自動車基準認証国際調和技术支援室を、横断的組織から独立組織化するための事前検討を行った。具体的には、独立した運営とするための予算措置、体制のあり方を検討した。</li> <li>自動車の安全・環境問題に関する国際基準を策定する国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム(UN/ECE/WP29)の諸活動について、35の会議に延べ46人が参画し、我が国の主張の技術的支援を行った。特に水素・燃料電池自動車世界統一基準作業部会及び乗用車排出ガス試験サイクル作業グループの二つの議長及び乗用車排出ガス・燃費試験法作成活動における電気、ハイブリッドグループのリーダーを交通安全環境研究所職員が担当し、世界統一基準のとりまとめに貢献した。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。</li> <li>競争と協調の織りなす国際基準活動には、単なる英語能力ではなく会議をリードできる能力を持った人材を育成する仕組みを作る必要がある。</li> <li>安全にかかわる技術や製品の相互認証は慎重であるべきと考える。相互認証により、安全性が高まるとは言い難いので、安全性を担保するための方策が必要と考える。</li> </ul>  |

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- ・ 該当なし。

|        |  |
|--------|--|
| 法人名    | 独立行政法人海上技術安全研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉<br>(理事長:茂里 一紘)   |
| 目的     | 船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する調査、研究及び開発等を行うことにより、海上輸送の安全の確保及びその高度化を図るとともに、海洋開発及び海洋環境の保全に資することを目的とする。   |
| 主要業務   | 1 船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する調査、研究及び開発。2 1に掲げる業務に係る成果の普及。3 1に掲げる技術に関する情報の収集、整理及び提供。4 前三号の業務に附随する業務。   |
| 委員会名   | 国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)   |
| 分科会名   | 交通関係研究所分科会(分科会長:角 洋一)  |
| ホームページ | 法人: <a href="http://www.nmri.go.jp/">http://www.nmri.go.jp/</a><br>評価結果: <a href="http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000027.html">http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000027.html</a> |
| 中期目標期間 | 5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)  |

1. 府省評価委員会による評価結果

| 評価項目                          | H19年度        | H20年度        | H21年度      | H22年度      | 第2期中期<br>目標期間 | H23年度      | 備考   |
|-------------------------------|--------------|--------------|------------|------------|---------------|------------|--|
| <総合評価>                        | 極めて<br>順調    | 極めて<br>順調    | A          | A          | A             | A          | 1. 総合評価は、19年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。<br>2. 項目別評価は、19年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。<br>3. 第2期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。<br>4. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 |
| <項目別評価>                       |              |              |            |            |               |            |  |
| I.中期計画の期間                     |              |              |            |            |               |            |  |
| II.基本方針                       |              |              |            |            |               |            |  |
| III.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 |              |              |            |            |               |            |  |
| 1.戦略的企画と研究マネジメントの強化           | 4点           | 4点           | A          | A          | A             |            |  |
| 2.政策課題解決のために重点的に取り組む研究        | 5点×1<br>4点×3 | 5点×1<br>4点×3 | S×2<br>A×2 | S×1<br>A×3 | S×3<br>A×1    |            |  |
| 3.基礎研究活動の活性化                  | 4点           | 4点           | A          | A          | A             |            |  |
| 4.国際活動の活性化                    | 5点           | 4点           | S          | S          | S             |            |  |
| 5.研究開発成果の普及、活用の促進             | 4点           | 4点           | S          | S          | A             |            |  |
| 1.研究マネジメントの充実と研究成果の普及促進       |              |              |            |            |               | A          |  |
| 2.政策課題解決のために重点的に取り組む研究        |              |              |            |            |               | S×3<br>A×1 |  |
| 3.戦略的な国際活動の推進                 |              |              |            |            |               | A          |  |
| IV.業務運営の効率化                   |              |              |            |            |               |            |  |
| 1.柔軟かつ効率的な組織運営                |              |              |            |            |               |            |  |
| 2.事業運営全般の効率化                  | 4点           | 3点           | A          | A          | A             |            |  |
| 1.組織の見直しの継続                   |              |              |            |            |               |            |  |
| 2.事業運営の効率化                    |              |              |            |            |               | A          |  |
| V.財務に関する事項                    | 3点           | 3点           | A          | A          | A             | A          |  |
| VI.業務運営に関する重要事項               | 4点           | 3点           | A          | A          | A             | A          |  |

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.9.19)(主なものの要約)

(1) 総合評価

|  |
|--|
| (総合評価に至った理由)   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>中期目標の達成に向けて着実な実施状況にある。</li> <li>海事行政や海運・造船業界の要請に応じて技術開発を実施し、またIMOを通してその成果を国際的に定着させるための活動を実施し、良好な状況にある。第三期中期計画では、研究の重点化や科研費を始めとする外部資金の獲得に意欲を示すなど、独法の発展を構想していることが窺える。また、政界・業界・行政からの評価も高く、順調な実施状況であるといえる。</li> </ul> |
| (課題・改善点、業務運営に対する意見等)   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>事務職・技術職のラスパイレス指数が高いため、改善が求められる。</li> <li>特に不具合がみられるわけではないが、前中期計画の頃から組織改革や、意識改革に取り組んできたことが評価されていた。それらの継続的な維持と新しい展開への組織的な対応について点検を怠らないように望む。</li> </ul>   |

(2) 項目別評価

| 評価項目                             | (Iとの<br>関連) | 独立行政法人の業務実績  | 府省評価委員会による評価結果等   |
|----------------------------------|-------------|--|---|
| 政策課題解決のために重点的に取り組む研究(海上輸送の安全の確保) | III2        | <ul style="list-style-type: none"> <li>これまでに開発した6自由度船体運動・荷重推定プログラムNMRIWを発展させ、実海域で船体に働く波浪荷重から船体の構造強度まで一貫した評価が可能な全船荷重・構造一貫性能評価プログラム</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>特に波浪荷重から構造強度までを一貫して評価・解析が可能となるプログラムを開発した点、実海域再現水槽等の活用により、高速フェリーの大傾斜</li> </ul> |



|                                   |      |   |   |
|-----------------------------------|------|---|---|
|                                   |      | <p>NMRI-DESIGNを開発し、さらに、ばら積み貨物船を対象に、波浪中での6自由度船体運動に追従する貨物艙内部の荷重推定法を確立した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高速フェリーの海難事故で見られた大傾斜現象について、実海域再現水槽での模型試験で再現した結果、針路変更や減速等の操船を適切に行うことによって、荷崩れを防止し、転覆を回避できることを確認し、危険な航行状態と有効な回避方策を明らかにし、今後の事故防止対策に繋がる知見を得た。</li> <li>上記の他、運輸安全委員会等からの委託を受け、10件の事故原因解析調査を実施し、迅速かつ的確な事故原因の解明に貢献。</li> </ul>   | <p>現象に対する有効な回避方策を得るとともに、実際の海難事故を再現・解析し、迅速かつ的確な事故原因解明に貢献した点から、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本の造船高は世界三位に後退しているが、その中で、先端技術による船舶建造では優位に立っている。今後は、このようなハイテク造船を目指すことが業界の狙いと考えられ、この目標に沿った研究は際立ったものがある。</li> </ul>   |
| 政策課題解決のために重点的に取り組む研究<br>(海洋環境の保全) | III2 | <ul style="list-style-type: none"> <li>リアクションポッドを利用した船尾渦エネルギー回収による船型最適化に関し、抵抗を抑え、縦渦による回転流を適切な位置に生み出すスケグ形状設計の技術を適用し、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構の新たな共有建造対象となる2軸SES船の3船型を共同開発し、749型コールドタール船(H24年6月竣工)が実船建造され、内航船向きの低コストのラインシャフト方式への展開を実現した。</li> <li>NOX低減技術に関し、世界に先駆けて、外航船に搭載された大型低速ディーゼルエンジン用SCRシステムの実船実証試験(造船所、船社、メーカーとの共同研究)を実施した結果、NOX3次規制(80%削減)達成を確認し、規制対応へ目途を立てた。さらに、エンジンとSCRの個別認証方式(スキームB)が有効であることを実験的に検証し、この結果をもとに、IMOにおいて、我が国が船用SCR認証ガイドラインとして提案して採択され(H24年3月)、スキームBの導入を実現した。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>特にリアクションポッド船型の最適スケグ形状設計の技術を活かした新型船型を開発し、実船建造に繋がった点、船用SCRシステムに関し、実船実証試験によりNOX80%削減を達成するとともに、エンジンとSCRの個別認証が可能であることを実証し、IMOの認証ガイドラインへの当該認証方式(スキームB)の導入に貢献した点から、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にある。</li> <li>日本の造船高は世界三位に後退しているが、その中で、先端技術による船舶建造では優位に立っている。今後は、このようなハイテク造船を目指すことが業界の狙いと考えられ、この目標に沿った研究は際立ったものがある。</li> </ul>   |
| 政策課題解決のために重点的に取り組む研究<br>(海洋の開発)   | III2 | <ul style="list-style-type: none"> <li>浮体式洋上風力発電システムの技術開発・安全性評価では、ネガティブダンピング(注:回転数変動を一定にするためのブレードピッチ制御に伴い生じる動揺の増大)現象を世界に先駆けて再現することに成功し、プログラムの高度化を実現した。さらに、動揺を低減し、かつ、安定した出力を得るためのブレードピッチ最適制御手法を提案した。</li> <li>風・波浪・海流等データの整備・分析を行い、洋上エネルギーマップを作成し、自治体を含むプロジェクト創出へ活用が期待される成果を得た。</li> <li>日本海事協会と連携し、浮体式洋上風力発電施設のリスク評価を行い、国土交通省の安全技術基準(H24年4月制定)に反映されるとともに、IEC等における洋上風車の国際標準策定に参画した。</li> <li>海底鉱物資源開発等に係る基盤技術の構築では、(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構が実施している海底熱水鉱床開発に係る事業の一環として、採掘要素技術試験機を(株)三井三池製作所と共同開発し、水中性能試験等により基本性能を確認した。</li> <li>洋上天然ガス生産システムの総合安全性評価技術に関し、より安全で確実なLNG横づけ(SBS: side-by-side)出荷を実現するため、風遮蔽影響評価、波浪中でのLNG移送ホース挙動解析、2船間ギャップレゾナンス(共振)推定のプログラムを開発し、波と風の複合外力下での現象を再現できる高度なシミュレータを開発した。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>特に浮体式洋上風力発電システムの動揺特性評価に係る要素技術として、世界初のネガティブダンピング現象の再現やブレードピッチ最適制御手法の提案といった成果が得られた点、自治体等のプロジェクト創出が期待される洋上エネルギーマップの作成や国等の実証事業への参画とともに、浮体式洋上風力発電施設のリスク評価を行い、国土交通省の安全技術基準に反映された点、海底熱水鉱床開発に係る採掘要素技術試験機を開発した点、洋上天然ガス生産システムに係るSBS出荷時の安全性評価技術を開発した点から、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にある。</li> <li>浮体風力発電など再生可能エネルギーについては、研究所の寄与が認められる。全般的には、研究の初期段階にあると考えられ、今後の成果に大いに期待する。</li> </ul> |

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

・該当なし

|        |  |
|--------|--|
| 法人名    | 独立行政法人港湾空港技術研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉<br>(理事長:高橋 重雄)   |
| 目的     | 港湾及び空港の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等を行うことにより、効率的かつ円滑な港湾及び空港の整備等に資するとともに、港湾及び空港の整備等に関する技術の向上を図ることを目的とする。   |
| 主要業務   | 1 次に掲げる事項に関する基礎的な調査、研究及び技術の開発(港湾の整備、利用及び保全に関すること、航路の整備及び保全に関すること、港湾内の公有水面の埋立て及び干拓に関すること、港湾内の海岸の整備、利用及び保全に関すること、飛行場の整備及び保全に関すること)。2 1の各事項に関する事業の実施に関する研究及び技術の開発。3 1及び2に掲げる業務に係る技術の指導及び成果の普及。4 1の各事項に関する情報の収集、整理及び提供。5 前四号の業務に附帯する業務。                      |
| 委員会名   | 国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)   |
| 分科会名   | 港湾空港技術研究所分科会(分科会長:黒田 勝彦)   |
| ホームページ | 法人: <a href="http://www.pari.go.jp/">http://www.pari.go.jp/</a><br>評価結果: <a href="http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000027.html">http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000027.html</a> |
| 中期目標期間 | 5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)  |

1. 府省評価委員会による評価結果

| 評価項目                                | H19年度                | H20年度        | H21年度      | H22年度      | 第2期中期目標期間  | H23年度      | 備考  |
|-------------------------------------|----------------------|--------------|------------|------------|------------|------------|---|
| <総合評価>                              | 極めて順調                | 極めて順調        | A          | A          | A          | A          | 1. 総合評価は、19年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。<br>2. 項目別評価は、19年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。<br>3. 項目2.(4)及び4.( )内は、22年度までの項目名。<br>4. 第2期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。<br>5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 |
| <項目別評価>                             |                      |              |            |            |            |            |   |
| 1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上         |                      |              |            |            |            |            |   |
| (1)質の高い研究成果の創出                      | 4点×6                 | 5点×1<br>4点×5 | S×3<br>A×3 | S×3<br>A×3 | S×3<br>A×3 | S×2<br>A×3 |   |
| (2)研究成果の広範な普及・活用                    | 5点×1<br>4点×6<br>3点×1 | 5点×2<br>4点×6 | S×4<br>A×4 | S×5<br>A×3 | S×3<br>A×2 | S×4<br>A×2 |   |
| (3)人材の確保・育成                         | 4点×1<br>3点×1         | 4点×2         | A×2        | A×2        | A          | A          |   |
| 2.業務運営の効率化                          |                      |              |            |            |            |            |   |
| (1)戦略的な研究所運営                        | 4点                   | 5点           | S          | S          | S          | A          |   |
| (2)効率的な研究体制の整備                      | 4点                   | 4点           | S          | SS         | S          | S          |   |
| (3)研究業務の効率的、効果的実施                   |                      |              |            |            |            | A          |   |
| (4)業務の効率化((3)管理業務の効率化)              | 4点                   | 4点           | A          | A          | S          | A          |   |
| (5)非公務員化への適切な対応                     | 3点                   | 4点           | A          | A          | A          |            |   |
| 3.適切な予算執行                           | 3点                   | 3点           | A          | A          | A          | A          |   |
| 4.その他業務運営に関する事項                     |                      |              |            |            |            |            |   |
| (1)施設・設備、人事に関する計画<br>(1)施設・設備に関する計画 | 3点                   | 4点           | A          | A          | A          | A          |   |
| (2)人事に関する計画                         | 3点                   | 4点           | A          | A          | A          |            |   |

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.9.19)(主なものの要約)

(1)総合評価

|  |
|--|
| (評定理由)   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められるため。</li> </ul>   |
| (課題・改善点、業務運営に対する意見等)   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページの内容は充実しているが、研究所の認知度をより一層高めるため、ホームページのさらなる充実、マスコミ等を通じた研究成果の公表などに引き続き取り組むよう期待する。</li> <li>特許等収入が減収となった点及び当期純損失となった点については、予算の効率的執行、知的財産の活用促進による自己収入の増大、外部の競争的資金の一層の活用などに引き続き総合的に取り組むよう期待する。</li> </ul> |

(2)項目別評価

| 評価項目                  | (1との関連) | 独立行政法人の業務実績  | 府省評価委員会による評価結果等  |
|-----------------------|---------|--|--|
| 質の高い研究成果の創出(萌芽的研究の実施) | 1(1)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>萌芽的研究の中から、学会賞を受賞する成果をあげた研究や特許申請につながった研究など、社会に多大な貢献をする成果を上げることができた。また、限られた人的資源の中で震災対応を行いながら、年度計画を超える論文等の発表を行い、さらに東日本大震災発生わずか2ヶ月後には被災地の現地調査等の結果についての講演会を実施するなど、研究成果を国内外に広く還元する取組を行った結果、数々の学会賞等を受賞している。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>特定萌芽的研究については、年度当初に1件を採択していたが、新たなニーズに対応するための強い要望を踏まえ、3件を追加採択して合計4件の研究が実施された。制約はあったものの、これらの研究に対しては、最大限配慮した予算配分を行った。</li> <li>平成23年度に実施した萌芽的研究のうち、「海洋開発・離島等での施工に向けた水中音響レンズの検討」は、これまで開発してきた水中視認用システムを、海洋開発・離島等の施工に向けて小型・軽量化の検討を行ったものであるが、新たな映像取得方式は、複合音響レンズを不要とする画期的な方式(反転分極受波面方式)であり、一連の開発に関し、海洋音響学会論文賞等を受賞(注:同賞は毎年2件程度授与)した。</li> </ul> |

|                                     |      |   |  |
|-------------------------------------|------|---|--|
|                                     |      |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 以上のように、将来の発展性があると想定される萌芽的研究について、先見性と機動性をもって取り組まれており、画期的な成果も得られたことから、平成 23 年度目標を大きく超える成果を達成したと認められる。</li> </ul>  |
| 研究成果の広範な普及・活用(行政支援の推進、強化(災害発生時の支援)) | 1(2) | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 東日本大震災において、強震観測に基づく震源モデルの開発や GPS 波浪計による津波観測において顕著な成果を上げることができた。また、研究者を現地に派遣し、被災調査、被災メカニズムの解明に取り組むとともに、国や地方自治体からの受託研究において、被災した港湾施設等の復旧の設計及び工法の提案等を行った。さらに、津波のレベルに応じた粘り強い構造の考え方の提案を行い、港湾の津波対策に大きな役割を果たした。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 災害発生時には、国及び港湾管理者等からの要請に基づき必要な技術指導等を迅速かつ適切に行った。</li> <li>• 東日本大震災発生後、いち早く現場に研究者を派遣し、研究所をあげて総力でバックアップの体制がとられた。その後も継続的に、のべ 90 名の研究者を 342 人・日(派遣人数×派遣日数)現地に派遣しての技術支援を実施した。</li> <li>• 以上のように、研究所の限られた人数の研究者の中から必要な研究者を膨大な日数現地に派遣し、研究所をあげて国及び港湾管理者等をバックアップする体制をとり、技術支援等の要請に迅速かつ的確に対応したことは高く評価できる。さらに、その後の津波対策のベースとなる、レベル1と2の津波やねばり強い構造物の考え方を提案を行い、津波対策に大きな役割を果たしている。また、研究所の災害対策マニュアルの見直し等の対応も行われており、平成 23 年度の当初の目標を大きく超える成果を達成したと認められる。</li> </ul> |
| 効率的な研究体制の整備                         | 2(2) | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 昭和 37 年の当研究所の前身となる運輸省港湾技術研究所設立以来の研究部体制を全廃して、研究領域制に移行した。</li> <li>• 具体的には、高度化、多様化する研究ニーズに迅速かつ効果的に対応することを目的として、従来の研究部を廃止し、よりフラットな研究体制に移行するため、研究領域制とこれに属する研究チームの完全な二層構造とすることとした。そして、研究領域、研究チームの枠を超えて設定した9つの研究テーマごとにテーマリーダーを配置し、研究テーマの総合的な調整・管理を行うこととした。テーマリーダーは、研究主監・特別研究官及び領域長を指名した。このような体制のもとで、研究業務に混乱やトラブルも生じることなく、研究実施項目の有機的な体系化、効率化、活性化を実現し、研究所としての研究成果を実現することができた。</li> <li>• 知財活用推進官の配置、「空港研究センター」の「LCM 研究センター」への統合等を行った。</li> <li>• また、東日本大震災への対応を含む行政や社会のニーズに合わせて、任期付研究員を2名、民間からの客員研究員を1名、依頼研修生を5名、合計8名を採用し、研究体制の整備を行った。</li> <li>• 平成 23 年度は、国の行政機関等との間で合計 48 件の人事交流を行い、他研究の研究者・技術者の転入による社会・行政ニーズに対応した研究体制の強化、研究者の転出による研究所の研究成果の多方面の普及を図った。また、研究者をはじめとする職員をその適性等に照らし適切な部門に配置した。</li> <li>• 効率的な研究実施と研究者の研究意欲向上のため、主任研究官以上の研究職員を対象として、職員の裁量により始業・終業時刻を決定する裁量労働制を昨年度に引き続き導入している。健康診断自己診断カードの提出、チェックを行い、特に問題は発生していない。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 特に、東日本大震災への対応を行政や現地のニーズに合わせて迅速かつ効果的に行うため、従来の研究部の枠組みにとらわれない、地震災害や津波災害に関する各研究テーマのテーマリーダーの指揮による研究者の迅速な派遣や効率的な結果のフィードバックは、大きな評価を得られたと認められる。</li> <li>• 研究ニーズに迅速かつ効果的に対応するための組織の抜本的な改編を行うとともに、特に、東日本大震災への対応を迅速に行うための体制の整備を行った。また、関係行政機関との積極的な人事交流、裁量労働制の導入を継続して実施してきている。平成 23 年度の当初の目標を大きく超える成果を達成したと認められる。</li> </ul>   |

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

・ 該当なし

|        |  |
|--------|--|
| 法人名    | 独立行政法人電子航法研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉<br>(理事長:平澤 愛祥)   |
| 目的     | 電子航法に関する試験、調査、研究及び開発等を行うことにより、交通の安全の確保とその円滑化を図ることを目的とする。   |
| 主要業務   | 1 電子航法に関する試験、調査、研究及び開発。2 1に掲げる業務に係る成果の普及。3 電子航法に関する情報の収集、整理及び提供。4 前三号の業務に附帯する業務。   |
| 委員会名   | 国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)   |
| 分科会名   | 交通関係研究所分科会(分科会長:角 洋一)  |
| ホームページ | 法人: <a href="http://www.enri.go.jp/index.shtml">http://www.enri.go.jp/index.shtml</a><br>評価結果: <a href="http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000027.html">http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000027.html</a> |
| 中期目標期間 | 5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)  |

1. 府省評価委員会による評価結果

| 評価項目                               | H19年度 | H20年度 | H21年度      | H22年度      | 第2期中期目標期間  | H23年度      | 備考   |
|------------------------------------|-------|-------|------------|------------|------------|------------|--|
| <総合評価>                             | 極めて順調 | 極めて順調 | A          | A          | A          | A          | 1. 総合評価は、19年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。<br>2. 項目別評価は、19年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。<br>3. 第2期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。<br>4. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 |
| <項目別評価>                            |       |       |            |            |            |            |  |
| 1. 業務運営の効率化                        |       |       |            |            |            |            |  |
| (1)組織運営                            | 4点    | 4点    | A          | A          | S          |            |  |
| (2)人材活用                            | 4点    | 4点    | S          | A          | A          |            |  |
| (3)業務運営                            | 4点    | 4点    | A          | A          | A          |            |  |
| 2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上       |       |       |            |            |            |            |  |
| (1)社会ニーズに対応した研究開発の重点化              | 4点×3  | 4点×3  | S×3        | A×3        | S          |            |  |
| (2)基盤的研究                           | 4点    | 4点    | A          | A          | A          |            |  |
| (3)研究開発の実施過程における措置                 | 4点    | 4点    | A          | A          | A          |            |  |
| (4)共同研究・受託研究等                      | 4点    | 4点    | A          | A          | A          |            |  |
| (5)研究成果の普及、成果の活用促進等                | 4点×2  | 4点×2  | S×1<br>A×1 | S×1<br>A×1 | S×1<br>A×1 |            |  |
| 3. 予算、収支計画及び資金計画                   | 4点    | 4点    | A          | A          | A          |            |  |
| 4. 短期借入金の限度額                       | —     | —     | —          | —          | —          |            |  |
| 5. 重要財産の処分計画                       | —     | —     | —          | —          | —          |            |  |
| 6. 剰余金の使途                          | —     | 3点    | —          | —          | —          |            |  |
| 7. その他業務運営に関する事項                   | 3点    | 3点    | A          | A          | A          |            |  |
| I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 |       |       |            |            |            |            |  |
| (1)社会的要請に応える研究開発の重点的かつ戦略的な実施       |       |       |            |            |            | S×2<br>A×2 |  |
| (2)基盤的な研究の実施による基盤技術の蓄積             |       |       |            |            |            | A          |  |
| (3)関係機関との連携強化                      |       |       |            |            |            | A          |  |
| (4)国際活動への参画                        |       |       |            |            |            | S          |  |
| (5)研究開発成果の普及及び活用促進                 |       |       |            |            |            | A          |  |
| II. 業務運営の効率化に関する事項                 |       |       |            |            |            |            |  |
| (1)組織運営                            |       |       |            |            |            | A          |  |
| (2)業務の効率化                          |       |       |            |            |            | A          |  |
| III. 予算                            |       |       |            |            |            | A          |  |
| IV. 短期借入金の限度額                      |       |       |            |            |            | —          |  |
| V. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産処分に関する計画 |       |       |            |            |            | —          |  |
| VI. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画           |       |       |            |            |            | —          |  |
| VII. 剰余金の使途                        |       |       |            |            |            | —          |  |
| VIII. その他主務省令に定める業務運営に関する事項        |       |       |            |            |            | A          |  |

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.9.19)(主なものの要約)

(1)総合評価

(法人の業務の実績)

- 航空行政を支援する研究所としての役割を、少ない人数ながら多岐に亘る研究開発を行うことにより社会貢献を果たしており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況であると評価できる。

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)

- ラスパイレス指数が高いため、改善が求められる。

## (2) 項目別評価

| 評価項目                      | (1との<br>関連) | 独立行政法人の業務実績  | 府省評価委員会による評価結果等  |
|---------------------------|-------------|--|--|
| 社会的要請に応える研究開発の重点的かつ戦略的な実施 | I.<br>(1)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>「洋上経路システム高度化の研究」(H20～23)では、IPACGにおいて、FAAの3提案全てを検証し、改正案を逆提案したものがIPACGメンバーの賛同を得て導入される見通しを得ている。加えて、RNP4の適合率が増加した時の解析に基づき、日米両国の管制機関及び航空会社に対して共通の便益があることを示し、理解が得られたことでRNP4適合機の導入促進が期待される。</li> <li>「ターミナル空域の評価手法に関する研究」(H20～23)では、空域設計評価ツールの使用により、空域・経路や航跡データの2次元・3次元での視覚化及び空域評価に関する解析値の算出が容易となり、これまで頭の中だけで描くしか手段がなかった空域設計の検討が、見える化により、実際に視覚的・直観的に把握することができるようになり、航空局担当者の作業負担の軽減及び作業効率の向上が期待できるようになった。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>「ターミナル空域の評価手法に関する研究」「洋上経路システム高度化の研究」及び「ターミナル空域の評価手法に関する研究」において、中期目標の達成に向けた年度計画に対し目覚しく順調な成果を上げており、年度計画を上回る優れた実施状況にあると認められる。</li> </ul>   |
| 国際活動への参画                  | I.<br>(4)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>韓国航空局が導入を検討している性能準拠運航(PBN)に必要な空域安全評価に関する研修を、韓国交通研究院(KOTI)研究員2名が来日して(独)電子航法研究所で受講するとともに、将来の共同研究課題について討議を行っている。これを契機として、KOTIとの間で「研究協力に関する覚書」(MOU)を締結している。</li> <li>タイ・モンクット王工科大学ラカバン(KMITL)についても平成23年3月に共同研究協定を締結し、同年4月から本共同研究協定に基づき、低緯度電離圏擾乱現象データの収集が順調に行われており、(独)電子航法研究所の研究員がKMITLの学生を研究指導するなど関係がより強化されている。</li> <li>ICAOでは、国際標準の改正や新たな国際標準の策定について技術検討が行われることから、研究員が航空局職員のアドバイザとして技術支援している。また、実質的な国際技術基準を策定している米国航空通信技術委員会(RTCA)と欧州民間航空用装置製造者機構(EUROCAE)にも、(独)電子航法研究所から委員として研究員を派遣し、期待に応える貢献を目指している。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>中期目標の達成に向けた年度計画に定めた目標を達成するのみならず、KOTIやKMITLとの連携協定、国際標準・基準策定への貢献のためのICAO、RTCA、RUROCAEでの活動、他国の提案については、日本への影響及び適合性について技術的な検討を行い必要な対応を実施、国際的な研究連携活動など研究所の国際プレゼンスが上昇したことは、優れた成果であり、中期目標の達成に向けた年度計画を上回る目覚しく順調な実績が認められる。</li> </ul> |

## 3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 該当なし

|        |  |
|--------|--|
| 法人名    | 独立行政法人航海訓練所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉<br>(理事長:飯田 敏夫)   |
| 目的     | 商船に関する学部を置く国立大学、商船に関する学科を置く国立高等専門学校及び独立行政法人海技教育機構の学生及び生徒等に対し航海訓練を行うことにより、船舶の運航に関する知識及び技能を習得させることを目的とする。  |
| 主要業務   | 1 商船に関する学部を置く国立大学、商船に関する学科を置く国立高等専門学校及び独立行政法人海技教育機構の学生及び生徒その他これらに準ずる者として国土交通大臣が指定する者に対する航海訓練。2 航海訓練に関する研究。3 前二号の業務に附随する業務。   |
| 委員会名   | 国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)   |
| 分科会名   | 教育機関分科会(分科会長:宮下 國生)  |
| ホームページ | 法人: <a href="http://www.kohkun.go.jp/">http://www.kohkun.go.jp/</a><br>評価結果: <a href="http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000027.html">http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000027.html</a> |
| 中期目標期間 | 5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)  |

1. 府省評価委員会による評価結果

| 評価項目                        | H19年度        | H20年度        | H21年度      | H22年度      | 第2期中期目標期間  | H23年度      | 備考   |
|-----------------------------|--------------|--------------|------------|------------|------------|------------|--|
| <総合評価>                      | 順調           | 順調           | A          | A          | A          | A          | 1. 総合評価は、19年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。<br>2. 項目別評価は、19年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。<br>3. 第2期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。<br>4. 項目3.の( )内は、中期目標期間の評価に係る項目。<br>5. 第2期中期目標期間の評価では、項目3.から項目6.までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価<br>6. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 |
| <項目別評価>                     |              |              |            |            |            |            |  |
| 1.業務運営の効率化                  |              |              |            |            |            |            |  |
| (1)組織運営の効率化                 | 4点           | 4点           | A          | A          | A          | A          |  |
| (2)人材の活用                    | 3点           | 4点           | S          | S          | S          | A          |  |
| (3)業務運営の効率化                 | 4点×1<br>3点×2 | 4点×1<br>3点×2 | S×1<br>A×2 | S×1<br>A×2 | S          | A          |  |
| 2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 |              |              |            |            |            |            |  |
| (1)航海訓練の実施                  | 4点×3<br>3点×6 | 4点×5<br>3点×4 | S×5<br>A×4 | S×3<br>A×6 | S×3<br>A×6 | S×2<br>A×8 |  |
| (2)研究の実施                    | 3点×2         | 4点×1<br>3点×1 | A×2        | A×2        | A          | A×2        |  |
| (3)成果等の普及・活用促進              | 4点×3         | 4点×3         | S×3        | S×2<br>A×1 | S          | S×1<br>A×2 |  |
| (4)業務全般に関する項目               |              | 3点           | A          | A          |            |            |  |
| (5)内部統制・コンプライアンスの充実強化       |              |              |            |            |            | A          |  |
| (6)業務運営の情報化・電子化の取組          |              |              |            |            |            | A          |  |
| 3.予算、収支計画及び資金計画(4.財務内容の改善)  |              |              |            |            |            |            |  |
| (1)自己収入の確保                  | 3点           | 3点           | A          | A          |            | A          |  |
| (2)予算                       |              |              |            |            |            |            |  |
| (3)期間中の収支計画                 | 3点           | 3点           | A          | A          | A          | A          |  |
| (4)期間中の資金計画                 |              |              |            |            |            |            |  |
| 4.短期借入金の限度額                 | -            | -            | -          | -          |            | -          |  |
| 5.重要財産の処分等に関する計画            | -            | -            | -          | -          |            | -          |  |
| 6.剰余金の使途                    | 3点           | 3点           | A          | A          |            | -          |  |
| 7.その他業務運営に関する事項             |              |              |            |            |            |            |  |
| (1)施設・設備に関する計画              | 3点           | 3点           | A          | S          | A          | S          |  |
| (2)保有資産の検証・見直し              |              |              |            |            |            | A          |  |
| (3)人事に関する計画                 | 3点           | 4点           | A          | A          | A          | A          |  |
| (4)積立金の使途                   |              |              |            |            |            | A          |  |

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.9.19)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 法人の業務実績は、中期目標の達成に向けて全般的に着実な実施状況にあると認められる。(課題・改善点、業務運営に対する意見等)
- 業界の要望に応えるよう努力するとともに、基礎部分の訓練を十分に行うように要望する。
- 燃料費が高騰する中、契約単価の引き下げと減速運航によって、燃料消費量は対前年比で約10%減少したものの、航行日数と航海距離は15～20%減少している。シミュレータによる反復訓練等で補ってはいるが、教育訓練の質の維持の面では、限界に近づいているのではないかと危惧する。燃料油の高騰に対する措置として、訓練に必要な燃料油の量の確保について財務省等へ、更なる要求を行うなどにより、航海日数を少しでも多く確保することが必要である。
- 実習生からの訓練評価を開始した点は評価できる。今後とも継続的に行い、意見を訓練に適切にフィードバックする体制の維持に努めるべきである。

(2)項目別評価

| 評価項目    | (1との関連) | 独立行政法人の業務実績           | 府省評価委員会による評価結果等      |
|---------|---------|-----------------------|----------------------|
| 航海訓練の実施 | 2(1)    | • 船員教育機関、海運業界、行政の関係者と | • 船員教育機関や海運業界との意見交換会 |

|  |      |  |   |
|--|------|--|---|
|  |      | <p>の意見交換会等や練習船視察、「船員(海技者)の確保・育成に関する検討会」と通して得られたニーズを実習に反映している。</p> <p>また、QSSマネジメントレビューを活用し、意見交換会や「船員(海技者)の確保・育成に関する検討会」で示された意見を実習に反映させ、より質の高い訓練及び知識・技能の向上を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実習生及び練習船実習を修了した海技者による訓練評価の結果から、実習生主体の操縦実習を全船的に取り組むなど、問題点の改善に努めている。</li> <li>また、実習生による訓練評価では、従来の訓練評価に加えて、新たに個別訓練を対象とした評価を、乗船初期に6回、乗船終期に4回実施し、そこから得られた自由意見、指導状況、実習内容をQSSマネジメントレビューに活用している。</li> </ul> | <p>や現場視察会を数多く行い連携の強化を図るとともに、内航用練習船の建造に対応するための情報交換を積極的に実施し、その結果を業界ニーズとして航海訓練のレベルアップに反映したことは優れた実績であると評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これまでの実習生による評価に加え対象を拡げ、修了者による評価を実施するとともに、新たに個別訓練指導による評価を加えて改善を図った試みを評価する。</li> <li>実習生の訓練評価を実施して、その情報分析から得られた知見を、QSSマネジメントレビューを通じて即時に実習に反映していることは優れた取り組みである。とりわけ当直訓練に対する実習生の満足度評価は極めて高く(船橋当直や機関室当直に関する個別訓練を対象とした自己評価では、実習生の90%あまりが能力の定着を認識する結果が出ている。)、当訓練の有効性に注目する。</li> </ul> |
| 社会に対する成果等の普及・活用促進                      | 2(3) | <ul style="list-style-type: none"> <li>船舶の安全運航、CO2削減等の環境保護対策等の船舶運航技術に関する研究テーマにおいては、練習船を活用した「実船の生物付着状況と付着要因」等の諸データ及びその解析結果を外部機関へ提供するとともに外部公表を行っている。</li> <li>論文発表8件及び学会発表 11 件を行っている。航海訓練所研究発表会では、独自研究の発表とともに、新たに共同研究を行う外部研究機関から3名の発表者を迎え研究成果についての紹介を初めて実施している。</li> <li>また、研究報告を外部に公開していることにより、3件の研究論文が活用されるなど、研究成果等の普及・活用に努めている。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>計画を大幅に超えて、研究成果等を積極的に提供・公表している点、ならびに論文発表・学会発表を目標より大きく上回って実施している点を評価する。</li> <li>STCW条約改正に関する報告書は関係先から好評を得たようであり、関係教育機関、海運業界に貢献がなされたものとして評価する。</li> <li>外国学会報告論文を含む8件の所外公表論文の半数が査読論文であること、またHPを通じて公表した船舶の安全運航、CO2削減等の環境保護対策等の船舶運航技術に関する研究成果は外部機関からも注目されるなど、評価に値する。</li> </ul>  |
| その他主務省令で定める業務運営に関する事項<br>(施設・設備に関する計画) | 7(1) | <ul style="list-style-type: none"> <li>組織の目的の確実な達成のため、必要となる施設・設備に関して次の取り組みを行い、効果的な業務運営を図った。</li> <li>「内航用練習船建造発注仕様書等作成支援業務」の請負業者を入札により決定</li> <li>企画競争を通じて、船舶建造費補助金との差額を民間から調達するための「事業パートナー」を選定</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>第三者の意見等も取り入れて代替船の建造に取り組んだことを評価する。</li> <li>内航用練習船の建造作業を、事業パートナーの選定、競争入札、造船所決定と進める中で、当初予定の 13%強に当たる大幅な建造費の抑制(当初見込み額 4,820 百万円より 641 百万円安価な 4,179 百万円に抑制)に成功したことは優れた取り組みであると評価できる。</li> </ul>  |

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 実習生による訓練評価等については、貴委員会の評価結果をみると、①従来の評価に加え対象を広げ、訓練修了者による評価を実施するとともに、新たに個別訓練指導による評価を加えて改善を図ったこと、②従前から実施している実習生による訓練評価及び新たな個別訓練指導による評価の情報分析から得られた知見をQSS(STCW条約に基づく資質基準制度)マネジメントレビューを通じて即時に実習に反映していること、③①及び②の取組により、訓練の問題点の改善に努めた結果、当直訓練に対する実習生の満足度評価が高かったことをもってS評定(優れた実施状況にあると認められる)としている。

しかしながら、①及び②の取組により、訓練を速やかに改善することは、年度計画において目標に掲げられており、また、当直訓練に対する実習生の満足度評価は、様々の実習項目のうちの一つであることから、これらのことのみをもって、「単に順調に目標を達成している(しつつある)のみならず、それ以上に積極的に評価すべき付加的な実績・内容が必要」とされるS評定とする説明にはならない。

今後の評価に当たっては、国民に対して分かりやすい評価を行う観点から、評定の具体的な理由、根拠等を明らかにして評価を行うべきである。
- 一般管理費及び業務経費については、中期計画では「中期目標期間中に見込まれる当該経費総額」、年度計画では「平成 23 年度予算」を評価指標としている。

しかしながら、貴委員会の評価結果をみると、評価指標については「中期計画の初年度予算額」と記載されており、評価指標の記載が統一されていないことから、目標の達成状況が分かりにくくなっている。

今後の評価に当たっては、国民に対して分かりやすい評価を行う観点から、評価指標の記載を統一した上で、適確な評価を行うべきである。
- 航海訓練所の航海訓練事業及び海技教育機構の船員養成・再教育事業については、受益者負担に関する具体的な実施計画を平成 23 年度中に策定するとされていたが、両機構とも同計画を早急に取りまとめるべく関係機関との調整を行っているものの、24 年 10 月現在においても策定には至っていない。

しかしながら、貴委員会の評価結果においては、「平成 23 年度において取り組むこととされている事項は着実に実施されており、適切と認められる。」としており、同計画が 23 年度において策定されていないことを踏まえての指摘を行っていない。

今後の評価に当たっては、政府方針等も踏まえつつ事実関係を適切に把握し、評価を行うべきである。

|        |  |
|--------|--|
| 法人名    | 独立行政法人海技教育機構(平成18年4月1日設立)〈非特定〉<br>(理事長:鋤柄 好利)  |
| 目的     | 船員(船員であった者及び船員となろうとする者を含む。以下同じ。)に対し船舶の運航に関する学術及び技能を教授すること等により、船員の養成及び資質の向上を図り、もって安定的かつ安全な海上輸送の確保を図ることを目的とする。   |
| 主要業務   | 1 船員に対し船舶の運航に関する学術及び技能を教授。2 船舶の運航に関する高度の学術及び技能に関する研究。3 前二号の業務に附随する業務。4 国土交通大臣の行う船舶の保安の確保に関する講習(国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第八条第二項の規定による同条第一項の講習)の実施。  |
| 委員会名   | 国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)   |
| 分科会名   | 教育機関分科会(分科会長:宮下 國生)  |
| ホームページ | 法人: <a href="http://www.mtea.ac.jp/">http://www.mtea.ac.jp/</a><br>評価結果: <a href="http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000027.html">http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000027.html</a> |
| 中期目標期間 | 5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)  |

1. 府省評価委員会による評価結果

| 評価項目                     | H19年度        | H20年度        | H21年度              | H22年度      | 第2期中期目標期間  | H23年度      | 備考   |
|--------------------------|--------------|--------------|--------------------|------------|------------|------------|--|
| <総合評価>                   | 順調           | 順調           | A                  | A          | A          | A          | <p>1. 総合評価は、19年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>2. 項目別評価は、19年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>3. 項目3.の( )内は、中期目標期間の評価に係る項目。</p> <p>4. 項目7.(1)の( )内は、22年度までの項目名。</p> <p>5. 第2期中期目標期間の評価では、項目3.から項目6.までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価</p> <p>6. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。</p> |
| <項目別評価>                  |              |              |                    |            |            |            |  |
| 1.業務運営の効率化               |              |              |                    |            |            |            |  |
| (1)組織運営の効率化              | 3点           | 4点           | A                  | A          | A          | A          |  |
| (2)人材の活用                 | 4点           | 3点           | S                  | A          | A          | A          |  |
| (3)業務運営の効率化              | 3点×3         | 4点×1<br>3点×2 | S×1<br>A×2         | A×3        | A          | A          |  |
| 2.国民に対して提供するサービスの質の向上    |              |              |                    |            |            |            |  |
| (1)海技教育の実施               | 4点×5<br>3点×7 | 4点×6<br>3点×6 | SS×1<br>S×5<br>A×6 | S×3<br>A×9 | S×5<br>A×6 | S×3<br>A×6 |  |
| (2)研究の実施                 | 4点           | 4点           | S                  | A          | A          | A          |  |
| (3)成果の普及・活用促進            | 4点×3         | 4点×2<br>3点×1 | S×1<br>A×2         | A×3        | A          | A×3        |  |
| (4)内部統制の維持・充実            |              | 3点           | A                  | A          |            | A          |  |
| (5)業務運営の情報化・電子化の取組       |              |              |                    |            |            | A          |  |
| 3.予算(4.財務内容の改善)          |              |              |                    |            |            |            |  |
| (1)自己収入の確保               | 3点           | 3点           | A                  | A          |            | A          |  |
| (2)予算                    |              |              |                    |            |            |            |  |
| (3)期間中の収支計画              | 3点           | 3点           | A                  | A          |            | A          |  |
| (4)期間中の資金計画              |              |              |                    |            | A          |            |  |
| 4.短期借入金の限度額              | -            | -            | -                  | -          |            | -          |  |
| 5.重要財産の処分等に関する計画         | -            | -            | -                  | -          |            | -          |  |
| 6.剰余金の使途                 | -            | -            | -                  | -          |            | -          |  |
| 7.その他業務運営に関する事項          |              |              |                    |            |            |            |  |
| (1)施設・設備の整備(施設・設備に関する計画) | -            | 3点           | A                  | A          | A          | A          |  |
| (2)保有資産の検証・見直し           |              |              |                    |            |            | A          |  |
| (3)人事に関する計画              | 3点           | 4点           | A                  | A          | A          | A          |  |
| (4)積立金の使途                |              |              |                    |            |            | A          |  |
| (5)その他                   |              |              |                    |            | -          | S          |  |

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.9.19)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 法人の業務実績は、評定の分布状況を踏まえ、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。(課題・改善点、業務運営に対する意見等)
  - 施設・設備の老朽化による教育機材への影響をよく検討し、必要な機材の更新等を図るように努めるべきである。
  - 資質教育に対する専修科への学生アンケートは今年度開始したところであるので、本科を含めそれへの対応による具体的な成果を今後も継続して検証する必要がある。
  - 寮生活は、特に船員として求められる資質を涵養する大切なツールの一つであり、施設の老朽化に起因する学生の不満を解消するために一層の努力が必要である。
  - 卒業者に対する業界の要望に応じていくよう工夫が必要である。
  - 国際条約の改正に対応した訓練・講習の展開・実施を期待する。
- また、予期せぬ災害や事故の発生に備え、独自のBCP(Business Continuity Plan)の構築・運用が求められる。

(2)項目別評価

|      |         |             |                 |
|------|---------|-------------|-----------------|
| 評価項目 | (1との関連) | 独立行政法人の業務実績 | 府省評価委員会による評価結果等 |
|------|---------|-------------|-----------------|



|                            |      |  |  |
|----------------------------|------|--|--|
| 海技教育の実施                    | 2(1) | <ul style="list-style-type: none"> <li>資格教育については、ゆとり世代の生徒・学生の基礎学力の向上を図るとともに、成績不振者には通常の補講とは別に適宜補講を行うなど、学力の底上げを図っている。また、メンタル面においてもサポートを行うなど、きめ細やかな指導により、高い目標値を上回る実績を上げている。</li> <li>職員による求人依頼のための船社訪問、情報の収集・提供、きめ細やかな就職活動の指導等、多彩な取組により目標を大きく上回る実績を上げている。</li> <li>中学、高等学校への訪問、体験入学、オープンキャンパスを始め、積極的な広報活動を展開し、少子化の時代にあっても定員の2倍を超える応募者を集めている。</li> </ul>                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>海技士国家試験の合格率向上のため、補講の実施やメンタル面へのサポートなどきめ細かい指導の結果、本科、専修科、海上技術コースのいずれのコースも目標値を越えており、総合的に優れた実績を達成していると評価する。</li> <li>学力蓄積度が低いゆとり世代の生徒・学生を相手にしていることを考慮すると、高い合格率を維持しており、高く評価する。</li> <li>就職状況が厳しい中で、機構職員による強力な就職支援活動の結果、目標値を大きく上回る(本科で96.3%、専修科で97.8%)海事関連企業への就職率を達成している点を評価する。</li> <li>機構の卒業生総数に対する就職者の割合は、過去3年度間にわたり90%に近い高いレベルにあり、実績を継続的に維持していることを高く評価する。</li> <li>オープンキャンパス等の積極的な広報活動の成果として、入学定員の2.5倍という過去最高の応募者を確保したことを評価する。</li> <li>3000校に近い中学、高校の学校訪問を含め、機構職員による地道な活動等、各種の幅広い広報活動により高い応募率を維持していることを評価する。</li> </ul> |
| その他主務省令で定める業務運営に関する事項(その他) | 7(5) | <ul style="list-style-type: none"> <li>本科及び専修科においては、寮生活指導等により新人船員に求められる涵養を図るとともに即戦力化への対応として航海訓練所との作業部会において、内航練習船を活用した新たな教育訓練案を策定している。なお、船員養成の規模、体制については、「船員(海技者)の確保・育成に関する検討会」の報告を踏まえ、引き続き検討を行うこととしている。</li> <li>東日本大震災により宮古校が被災(艇庫や舟艇類が損傷)したが、入学式を含め宮古校の教育業務については、第一四半期までの期間を清水校で行うなど、迅速かつ的確な対応により教育業務に支障が生じないように対応しており、海技士国家試験、海事関連就職率ともに目標値を上回る実績となっている。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>内航用練習船を活用した教育訓練案の策定、船員養成の確保育成に関する積極的な取組が図られている点を評価する。</li> <li>東日本大震災により宮古校が被災を受けたにも関わらず、宮古校の教育業務を清水校で行うなどの迅速・的確な対応により、海技士国家試験合格率と海事関連就職率においてともに目標値を上回る優れた実績を上げていることを高く評価する。</li> </ul>   |

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 施設・設備の整備については、貴委員会の評価結果をみると、「年度計画で予定されている清水校総合実習棟は、計画の変更があったものの、平成23年8月に竣工した」として、A評定(着実な実施状況にあると認められる)としている。業務は年度計画に従って実施されているが、「計画の変更」についての説明が不十分であることから、中期計画等における「整備計画を策定し、効果的な業務運営を図る」という目標が着実に実施されたと言えるかどうか不明である。今後の評価に当たっては、国民に対して分かりやすい評価を行う観点から、評定の理由等を明らかにした上で評価を行うべきである。
- 独立行政法人の保有資産については、既往の政府方針等において、幅広い資産を対象に自主的な見直しを不断に行うこととされている。また、具体的取組において、運営費交付金債務と欠損金等との相殺状況に着目したいいわゆる溜まり金の洗い出し状況について特に留意することとされている。
 

本法人において、中期目標期間最終年度における運営費交付金債務の精算収益化額と、平成16年度及び17年度当時の旧独立行政法人海員学校沖繩海上技術学校の売却に伴い計上した売却損等のキャッシュ・フローを伴わない損失の計上により発生した欠損金とが相殺され、積立金とならなかった金額が生じており、平成23年度末時点において当該金額について国庫納付されずに内部に預金として留保されている状況にあった。

しかしながら、このような預金を留保していたことについて、貴委員会の評価結果をみると、具体的取組において特に留意することとされているいわゆる溜まり金の精査における運営費交付金債務と欠損金等との相殺状況に着目した洗い出し状況について、「該当なし」として特段の記載はない。

今後の評価に当たっては、上記を踏まえた適切な評価を行うべきである。
- 航海訓練所の航海訓練事業及び海技教育機構の船員養成・再教育事業については、受益者負担に関する具体的な実施計画を平成23年度中に策定するとされていたが、両機構とも同計画を早急に取りまとめるべく関係機関との調整を行っているものの、24年10月現在においても策定には至っていない。
 

しかしながら、貴委員会の評価結果においては、「平成23年度において取り組むこととされている事項は着実に実施されており、適切と認められる。」としており、同計画が23年度において策定されていないことを踏まえての指摘を行っていない。

今後の評価に当たっては、政府方針等も踏まえつつ事実関係を適切に把握し、評価を行うべきである。

|        |  |
|--------|--|
| 法人名    | 独立行政法人航空大学校(平成13年4月1日設立)〈非特定〉<br>(理事長:殿谷 正行)   |
| 目的     | 航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者を養成することにより、安定的な航空輸送の確保を図ることを目的とする。  |
| 主要業務   | 1 航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者の養成。2 前号の業務に附帯する業務。   |
| 委員会名   | 国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)   |
| 分科会名   | 教育機関分科会(分科会長:宮下 國生)  |
| ホームページ | 法人: <a href="http://www.kouku-dai.ac.jp/">http://www.kouku-dai.ac.jp/</a><br>評価結果: <a href="http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000027.html">http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000027.html</a> |
| 中期目標期間 | 5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)  |

1. 府省評価委員会による評価結果

| 評価項目                        | H19年度        | H20年度        | H21年度      | H22年度      | 第2期中期目標期間  | H23年度      | 備考  |
|-----------------------------|--------------|--------------|------------|------------|------------|------------|---|
| <総合評価>                      | 順調           | 順調           | A          | A          | A          | A          | 1. 総合評価は、19年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。<br>2. 項目別評価は、19年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。<br>3. 第2期中期目標期間の評価は、SS、S、A、B、Cの5段階評価。<br>4. 項目3の( )内は、中期目標期間の評価に係る項目。<br>5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 |
| <項目別評価>                     |              |              |            |            |            |            |   |
| 1.業務運営の効率化                  | /            | /            | /          | /          | /          | /          |   |
| (1)組織運営の効率化                 | 3点           | 4点           | S          | A          | A          | A          |   |
| (2)人材の活用                    | 4点           | 4点           | S          | S          | S          | A          |   |
| (3)業務の効率化                   | 3点×5         | 4点×1<br>3点×4 | S×1<br>A×4 | S×1<br>A×4 | A×5        | S×1<br>A×5 |   |
| 2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 | /            | /            | /          | /          | /          | /          |   |
| (1)教育の質の向上                  | 4点×1<br>3点×4 | 4点×4<br>3点×1 | S×2<br>A×3 | S×1<br>A×4 | S×1<br>A×4 | A×4        |   |
| (2)操縦士養成の新たな手法等の検討          | /            | /            | /          | /          | /          | A          |   |
| (3)航空安全に係る教育等の充実            | 4点×1<br>3点×3 | 3点×4         | A×4        | A×3<br>B×1 | A×3<br>B×1 | C          |   |
| (4)私立大学等の民間操縦士養成機関への協力      | /            | /            | /          | /          | /          | A          |   |
| (5)航空技術安全行政への技術支援機能の充実      | 3点×2         | 3点×2         | S×1<br>A×1 | S×1<br>A×1 | A×2        | A×2        |   |
| (6)成果の活用・普及                 | 4点×1<br>3点×1 | 4点×1<br>3点×1 | S×1<br>A×1 | S×1<br>A×1 | S×1<br>A×1 | B          |   |
| (7)内部統制の充実・強化               | /            | /            | /          | /          | /          | A          |   |
| (8)企画調整機能の拡充                | 3点           | 3点           | A          | A          | A          | /          |   |
| 3.予算、収支計画及び資金計画(財務内容の改善)    | 3点           | 3点           | A          | A          | A          | /          |   |
| (1)予算、収支計画及び資金計画            | /            | /            | /          | /          | /          | A          |   |
| (2)人件費削減の取り組み               | /            | /            | /          | /          | /          | A          |   |
| (3)自己収入の拡大                  | /            | /            | /          | /          | /          | A          |   |
| 4.短期借入金の限度額                 | -            | -            | -          | -          | -          | -          |   |
| 5.不要財産の処分等に関する計画            | /            | /            | /          | /          | /          | -          |   |
| 6.重要財産の譲渡等に関する計画            | -            | -            | -          | -          | -          | A          |   |
| 7.剰余金の使途                    | -            | -            | -          | -          | -          | -          |   |
| 8.その他業務運営に関する事項             | /            | /            | /          | /          | /          | /          |   |
| (1)施設及び設備に関する計画             | 3点           | 3点           | A          | A          | A          | A          |   |
| (2)保有資産の見直し等                | /            | /            | /          | /          | /          | A          |   |
| (3)人事に関する計画                 | 3点×2         | 3点           | A          | A          | A          | A          |   |

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.9.19)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- ・ 評定の分布状況を踏まえ、中期目標の達成に向けて着実な実施状況が認められる。

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)

- ・ アサーションの実施方法の明確化等、事故再発防止策を講じたうえで、平成23年10月に帯広校での訓練を再開したことは評価できるが、3年連続の航空機事故発生という点を重くとらえるべきである。過去の教訓が生かされているとは言い難く、徹底的な検証と対策の策定を通じた更なる改善の努力を望む。
- ・ 飛行前の機体の点検、健康状態の確認をしっかりと実施していくべきである。
- ・ PDCAサイクルによる十分条件としてのCheck(見直し)とAction(改善)における安全上の問題や機能不十分な点が明らかにされておらず、見直し結果で明らかになった問題に対する有効な対策の実施が不明瞭である。単に決まり事の確認といった型どおりの見直しや実効性のない改善ではなく、傾向や兆候の背景まで見直し、具体的な方法や必要な資源を提供するための措置など、継続的・持続的改善策が求められる。
- ・ FTDにより、過去に航空大学校で発生した事故の対処訓練を実施することなどを考えるべきである。
- ・ 対地衝突防止装置、空中衝突防止装置、飛行記録装置、操縦室用音声記録装置等の機器搭載はコスト面の問題はあがるが、訓練機に搭載すれば機器の取り扱いや操作に習熟した旅客機の操縦に役立つと思う。

- 今後は人事交流の具体的成果についても踏み込んで検証する必要がある。
- 震災の影響による、学生数の確保未達、広報活動の停滞等についても、早期に正常化が行われることを期待する。

(2) 項目別評価

| 評価項目                   | (1との<br>関連) | 独立行政法人の業務実績  | 府省評価委員会による評価結果等   |
|------------------------|-------------|--|---|
| 業務の効率化<br>(教育支援業務の効率化) | 1(3)        | <ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災により仙台分校のC90A、G58合わせて7機が流された。このため、新世代の航法装置を有するG58への移行に伴い退任予定であったC90Aの退任を遅らせるとともに、G58の代替機の導入を進めることで訓練機材を確保し、年度内にC90Aの退任を完了させている。また、並行して、新たに導入したG58型機の運用を行い、運航及び定時整備の実績データを取得している。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>新世代航法装置を装備したG58型機によって業務効率化がなされたことは評価できる。</li> <li>震災で失った機材の代替導入を進める中で、退任予定の旧機材の退任を完了させたことは、困難な課題を迅速に解決したという意味で評価できる。</li> </ul>                        |
| 航空安全に係る教育等の充実          | 2(3)        | <ul style="list-style-type: none"> <li>7月28日、帯広分校において飛行訓練において、3名(学生1名、教官2名)が死亡、1名(学生)が重傷を負う航空事故が発生した。航空大学校としては、このような悲惨な事故が二度と起きないように、理事長をはじめ役員が一丸となって安全対策を更に強化し、安全運航の確保に万全を期し、学生に安心して教育を受けてもらえるように一層努力を重ねている。</li> <li>また、平成22年11月5日、宮崎空港滑走路上で発生した訓練機のかく座事故を受けて、平成23年度に安全管理制度について、リスク評価の対象となる期間の明確化及び発生可能性の算出方法の明確化等、リスク評価方法の見直しを行い、安全管理制度を適切に運用できるようにしている。また、教官・学生に対し、安全教育を実施している。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>前中期計画期間中の平成21年と22年にも機体を損傷する事故が発生しており、これで3年連続の事故発生となる。特に今回は3名もの死亡者が出た。事故発生の都度、再び事故を起こさないよう対策を立てているものの、結果的に訓練中に死亡事故が発生した事実を、きわめて重く受け止めるべきである。</li> </ul> |
| 成果の活用・普及               | 2(6)        | <ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年度においては、東日本大震災等の影響もあり、「空の日」イベントは実施できなかった。</li> <li>また、以下のとおり、航空教室及び市民航空講座を実施し、航空思想の普及、啓発を図っている。</li> <li><b>【航空教室】</b><br/>宮崎本校:3回<br/>帯広分校:2回</li> <li><b>【市民航空講座】</b><br/>宮崎本校:2回<br/>帯広分校:2回</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災というやむを得ない原因があったものの、航空機事故の影響と併せ、空の日行事を実施できない等、目標を下回ってしまった。</li> <li>航空大学校の信頼がゆらぐような事故を二度と起こさないよう努力し、今後は今まで以上の航空思想の普及・啓発を行なってほしい。</li> </ul>       |

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 該当なし。

|        |  |
|--------|--|
| 法人名    | 自動車検査独立行政法人(平成14年7月1日設立)＜非特定＞<br>(理事長:竹内 浄)  |
| 目的     | 自動車の検査に関する事務のうち、自動車が保安基準に適合するかどうかの審査を行うことにより、自動車の安全性の確保及び自動車による公害の防止その他の環境の保全を図ることを目的とする。  |
| 主要業務   | 1 自動車が保安基準に適合するかどうかの審査。2 前号の業務に附帯する業務。   |
| 委員会名   | 国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)   |
| 分科会名   | 自動車検査分科会(分科会長:大聖 泰弘)   |
| ホームページ | 法人: <a href="http://www.navi.go.jp/">http://www.navi.go.jp/</a><br>評価結果: <a href="http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000027.html">http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000027.html</a> |
| 中期目標期間 | 5年(平成23年4月1日～平成28年3月31日)   |

1. 府省評価委員会による評価結果

| 評価項目                        | H19年度               | H20年度        | H21年度      | H22年度             | 第2期中期目標期間  | H23年度      | 備考  |
|-----------------------------|---------------------|--------------|------------|-------------------|------------|------------|---|
| <総合評価>                      | 順調                  | 順調           | A          | A                 | A          | A          | 1. 総合評価は、19年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。<br>2. 項目別評価は、19年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。<br>3. 第2期中期目標期間の評価は SS、S、A、B、Cの5段階評価。<br>4. 第2期中期目標期間の評価では、項目3から項目6までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価。<br>5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 |
| <項目別評価>                     |                     |              |            |                   |            |            |   |
| 1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 |                     |              |            |                   |            |            |   |
| (1)厳正かつ公正・中立な審査業務の実施の徹底     | 4点×1<br>3点×8        | 4点×5<br>3点×4 | S×3<br>A×6 | S×4<br>A×5        | S×3<br>A×4 | S×1<br>A×6 |   |
| (2)検査情報の電子化等による検査の高度化       | 5点×1<br>4点×2<br>-×1 | 4点×1<br>3点×3 | S×2<br>A×2 | S×2<br>A×2        | S×2<br>A×2 | A×3        |   |
| (3)受検者等の安全性・利便性の向上          | 4点×1<br>3点×4        | 4点×4<br>3点×1 | S×3<br>A×2 | S×1<br>A×3<br>B×1 | S×1<br>A×1 | A×4<br>B×1 |   |
| (4)自動車社会の秩序維持               | 4点×2<br>3点×3        | 4点×3<br>3点×2 | S×4<br>A×1 | S×5               | S×4        | S×3<br>A×2 |   |
| (5)国土交通省、関係機関との連携強化         |                     |              |            |                   |            | S×1<br>A×2 |   |
| 2.業務運営の効率化                  |                     |              |            |                   |            |            |   |
| (1)組織運営                     | 4点×1<br>3点×1        | 3点×2         | A×2        | A×2               | A×2        | A×2        |   |
| (2)業務運営                     | 3点×3                | 4点×1<br>3点×2 | S×1<br>A×2 | S×1<br>A×2        | S×1<br>A×2 | A×5        |   |
| (3)主要な業務・システムに係る最適化計画の策定等   | 3点                  | 3点           | A          | -                 | A          |            |   |
| 3.予算、収支計画及び資金計画             | 3点                  | 3点           | A          | A                 |            | A          |   |
| 4.短期借入金の限度額                 | -                   | -            | -          | -                 | A          | -          |   |
| 5.重要財産の処分計画                 | -                   | -            | -          | -                 |            | -          |   |
| 6.剰余金の使途                    | -                   | -            | -          | -                 |            | -          |   |
| 7.その他業務運営に関する事項             |                     |              |            |                   |            |            |   |
| (1)施設及び設備に関する計画             | 3点                  | 3点           | A          | A                 | A          | A          |   |
| (2)人事に関する事項                 | 3点                  | 3点           | A          | A                 | A          | A          |   |

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.9.19)(主なものの要約)

(1)総合評価

|   |
|---|
| (評定理由)  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>項目別評点の最頻値</li> </ul>   |
| (法人の業務の実績)  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>検査法人は、的確で厳正かつ公正な審査業務を実施するため、不当要求の防止や職員能力、意欲の向上等の取組を推進している。</li> <li>これらに加え、高度化施設を運用するとともに、検査情報の有効活用や新技術等に対応した審査方法の改善等、業務の質の向上に向けた取組を推進している。</li> <li>この他、街頭検査については、目標台数を上回るだけでなく、不正改造車が多いと想定される場所、状況で実施する等、効率的かつ効果的な街頭検査に努めている。また、高度な技術が必要となる車台番号の改ざんやリコール事案の発見について、その技術の伝承等に積極的に取り組んでいる。</li> <li>業務運営の効率化については、各事務所の業務量を踏まえた効率的な人員配置とする等の取組を実施している。</li> <li>以上のとおり中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。</li> </ul> |

(2)項目別評価

| 評価項目                            | (1との関連) | 独立行政法人の業務実績   | 府省評価委員会による評価結果等   |
|---------------------------------|---------|---|---|
| 受検者等の安全性・利便性の向上(受験者等の事故防止対策の実施) | 1.(3)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>重大な人身事故となる恐れがある、排出ガス測定時に受検者が後続車にはさまれる事案をなくすため排出ガス測定器を改良し、同事案の発生件数がゼロ(平成22年度2件)となっている。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>人身事故件数については中期目標達成のための目安の15件以下とはなっていないが、排出ガス測定時の人身事故等、再発防止策に取組み成果を</li> </ul> |

|   |       |   |  |
|---|-------|---|--|
|   |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、「安全衛生実施計画」の策定・徹底、マルチテスタ等の事故防止に有効な機器の導入、各事務所等における事故原因の分析、再発防止策の検討、情報の共有等の取組を実施している。</li> <li>平成23年度の人身事故件数は17件と平成22年度と同数になっており、そのうち受検者の人身事故は5件(29%)である。</li> </ul>   | <p>あげており、また、平成23年度の人身事故は、職員自身の事故が70%を占めており、再発防止策として職員に対して危険予知トレーニングを実施・徹底することにより、今後、これら再発防止策が有効に機能すると考えられることから、概ね着実な実施状況にあると認められる。</p>               |
| 自動車社会の秩序維持<br>(不正改造車対策の強化(不正改造車撲滅のための啓発活動)) | 1.(4) | <ul style="list-style-type: none"> <li>4つのカスタムカーショーに自動車検査官を延べ42名派遣しており、保安基準に適合しないにもかかわらず、公道走行が出来ない旨の表示をしていない展示車両64台に対して文書により注意喚起している。</li> <li>カー用品販売会社3店舗に自動車検査官を延べ9名派遣しており、保安基準に適合しないおそれのある33件について、適切な表示等を行うよう注意喚起している。</li> </ul>                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>不正改造車を排除するため、単純な啓発活動ではなく、実際に会場や店舗に検査官を派遣し、具体的に注意を行っており、優れた実施状況にあると認められる。</li> </ul>                           |
| 国土交通省、関係機関との連携強化<br>(リコール対策への貢献)            | 1.(5) | <ul style="list-style-type: none"> <li>国土交通省におけるリコールに該当する不具合の早期発見、迅速なリコールに役立つよう、各事務所に対する周知徹底、業績表彰等を通じ、日常の審査業務において、問題意識をもって審査を実施し、情報収集に努めている。</li> <li>各事務所からの車両不具合情報を精査し、その原因が車両の設計又は製作の過程にあると思われる情報14件について、国土交通省に対して車両不具合情報として報告を行っている。このうち、5件がリコール届出されている。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>リコール事案の発見については、日々の審査業務を問題意識をもって業務を行うことが必要であり、業績表彰や事案のイントラネットへの掲載等を通じて、その醸成に努めており、優れた実施状況にあると認められる。</li> </ul> |

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

・不正改造車撲滅のための啓発活動については、貴委員会の評価結果をみると、「不正改造車を排除するため、単純な啓発活動ではなく、実際に会場や店舗に検査官を派遣し、具体的に注意を行っており、優れた実施状況にあると認められる」としてS評定(優れた実施状況にあると認められる)としている。

会場や店舗に検査官を派遣し、具体的に注意を行う当該取組は、本法人の自主改善努力として、平成17年度から7年連続で取り組まれており、19年度から5年連続でS評定とされている。

しかしながら、平成23年度は検査官の派遣人数、派遣店舗数等が減少しており、経年的な状況を考慮すると、23年度の評価をS評定とする理由が分かりにくくなっている。

この点について、本法人は、実績が減少した背景には東日本大震災の影響があり、また、平成23年度においては、最近普及が著しい携帯電話ホルダー等のアクセサリ類について重点的に調査を実施したことをS評定とする理由の一つとしているが、そのような記載は評価結果にはない。

今後の評価に当たっては、国民の理解に資する観点から、経年的な評価の状況も踏まえつつ、評価に影響を与える事象があった場合には、それを評定の理由等において言及した上で評価を行うべきである。

|        |  |
|--------|--|
| 法人名    | 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉<br>(理事長:石川 裕己)  |
| 目的     | 鉄道の建設や、鉄道事業者、海上運送事業者などによる運輸施設の整備を促進するための助成などの支援を行うことを通じて、大量輸送機関を基幹とする輸送体系の確立等を図るとともに、運輸技術に関する基礎的研究を行うことにより、陸上運送、海上運送及び航空運送の円滑化を図ることを目的とする。   |
| 主要業務   | 1 新幹線鉄道等の鉄道施設の建設、貸付け等。2 船舶の共有建造等。3 高度船舶技術の研究開発及び実用化支援。4 運輸分野に関する基礎的研究。5 鉄道施設整備を行う鉄道事業者等に対する補助金等の交付。6 旧国鉄職員の年金等の給付に要する費用の支払等。   |
| 委員会名   | 国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)   |
| 分科会名   | 鉄道建設・運輸施設整備支援機構分科会(分科会長:前川 宏一)   |
| ホームページ | 法人: <a href="http://www.jrtt.go.jp/">http://www.jrtt.go.jp/</a><br>評価結果: <a href="http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000027.html">http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000027.html</a> |
| 中期目標期間 | 5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)  |

1. 府省評価委員会による評価結果

| 評価項目                        | H19年度        | 第1期中期目標期間          | H20年度        | H21年度      | H22年度              | H23年度      | 備考  |
|-----------------------------|--------------|--------------------|--------------|------------|--------------------|------------|---|
| <総合評価>                      | 順調           | A                  | 順調           | A          | A                  | A          | <p>1. 総合評価は、19年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>2. 項目別評価は、19年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>4. ※印の項目に関しては、項目2.(4)と併せて評価している。また、*印の項目に関しては、項目1.(1)において評価している。</p> <p>5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。</p> |
| <項目別評価>                     |              |                    |              |            |                    |            |   |
| 1.業務運営の効率化                  |              |                    |              |            |                    |            |   |
| (1)総括的業務                    | 3点×8         | A×2                |              |            |                    |            |   |
| (2)鉄道建設業務                   | 4点×2<br>3点×2 | S×2<br>A×2         |              |            |                    |            |   |
| (3)船舶共有建造業務                 | 3点           | A                  |              |            |                    |            |   |
| (4)造船業構造転換業務                |              | A                  |              |            |                    |            |   |
| (5)国鉄清算業務                   | 3点           | A                  |              |            |                    |            |   |
| 2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 |              |                    |              |            |                    |            |   |
| (1)鉄道建設業務                   | 4点×4<br>3点×4 | SS×1<br>S×3<br>A×2 |              |            |                    |            |   |
| (2)船舶共有建造業務                 | 4点×1<br>3点×1 | A×2                |              |            |                    |            |   |
| (3)鉄道助成業務                   | 3点×3         | A×2                |              |            |                    |            |   |
| (4)技術支援、調査研究開発、国際協力等業務      | 4点×4<br>3点×6 | SS×1<br>S×3<br>A×1 |              |            |                    |            |   |
| (5)造船業構造転換業務                |              | A                  |              |            |                    |            |   |
| (6)国鉄清算業務                   | 3点×2         | S×2<br>A×1         |              |            |                    |            |   |
| 3.予算、収支計画及び資金計画             |              |                    |              |            |                    |            |   |
| (1)予算、収支計画及び資金計画            | 3点           |                    |              |            |                    |            |   |
| (2)総括的業務                    | 3点×2         | S                  |              |            |                    |            |   |
| (3)船舶共有建造業務                 | 4点×2<br>3点×1 | S×1<br>A×2         |              |            |                    |            |   |
| (4)改造融資業務等の適正な処理            | 3点           | A                  |              |            |                    |            |   |
| (5)実用化助成業務                  | 3点※          |                    |              |            |                    |            |   |
| (6)造船業構造転換業務                | 3点           | A                  |              |            |                    |            |   |
| (7)内航海運活性化融資業務              | 3点           | A                  |              |            |                    |            |   |
| 4.短期借入金の限度額                 | 3点           |                    |              |            |                    |            |   |
| 5.重要財産の処分計画                 | —            |                    |              |            |                    |            |   |
| 6.剰余金の使途                    | —            |                    |              |            |                    |            |   |
| 7.その他業務運営に関する事項             |              |                    |              |            |                    |            |   |
| (1)施設・設備に関する計画              | —            |                    |              |            |                    |            |   |
| (2)人事に関する計画                 | 3点*          |                    |              |            |                    |            |   |
| (3)契約に関する計画                 | 3点           |                    |              |            |                    |            |   |
| 1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 |              |                    |              |            |                    |            |   |
| (1)鉄道建設業務                   |              |                    | 4点×3<br>3点×6 | S×4<br>A×5 | SS×1<br>S×2<br>A×6 | S×3<br>A×6 |   |
| (2)船舶共有建造業務                 |              |                    | 5点×1<br>4点×1 | S×1<br>A×1 | S×1<br>A×1         | S×1<br>A×1 |   |
| (3)鉄道助成業務                   |              |                    | 3点           | A          | A                  | A          |   |
| (4)技術力の活用、技術研究開発及び実用化に対する   |              |                    | 4点×3<br>3点×1 | S×3<br>A×1 | S×2<br>A×2         | S×2<br>A×2 |   |

|                   |  |  |              |     |            |            |
|-------------------|--|--|--------------|-----|------------|------------|
| 支援等               |  |  |              |     |            |            |
| (5)国鉄清算業務         |  |  | 3点×2         | A×2 | A×2        | A×5        |
| (6)業務全般に関する項目     |  |  | 3点×3         | A×3 | A×3        | A×3        |
| 2.業務運営の効率化        |  |  |              |     |            |            |
| (1)組織の見直し         |  |  | 3点           | A   | A          | A          |
| (2)経費・事業費の削減      |  |  | 3点×2         | A×2 | A×2        | A×2        |
| (3)随意契約の見直し       |  |  | 3点           | A   | A          | A          |
| (4)資産の有効活用        |  |  | 3点           | A   | A          | A          |
| 3.予算、収支計画及び資金計画   |  |  |              |     |            |            |
| (1)予算、収支計画及び資金計画  |  |  | 3点           | A   | A          | A          |
| (2)財務内容の改善        |  |  | 4点×1<br>3点×3 | A×4 | S×1<br>A×3 | S×1<br>A×3 |
| 4.短期借入金の限度額       |  |  | 3点           | A   | A          | A          |
| 5.重要な財産の譲渡等に関する計画 |  |  | —            | —   | —          | —          |
| 6.剰余金の使途          |  |  | —            | —   | —          | —          |
| 7.その他業務運営に関する重要事項 |  |  |              |     |            |            |
| (1)人事に関する計画       |  |  | 3点           | A   | A          | A          |
| (2)積立金の使途         |  |  | —            | —   | —          | —          |

2. 府省評価委員会による平成 23 年度評価結果 (H24.9.19) (主なものの要約)

(1) 総合評価

(評定理由)

- 各事業分野において、目標を上回る成果を達成しており、着実な業務実績を挙げているものと評価できる。評点の分布状況からみて総合評定はAとした。
- (課題・改善点、業務運営に対する意見等)
- 工事関係事故防止活動については、平成 23 年度において作業員の死亡事故が2件発生していることから、こうした事故を防止するための取組みをさらに徹底する必要がある。事故防止策の実施に当たっては、これまでの事故防止活動が十分なものであったかについての見直しも含め、事故原因の分析に基づいた確かな防止策を講じるべき。
- 我が国の優れた鉄道技術を海外展開する件について、協力の機会は増えたが、実際の建設までの道のりは遠く、引続き政府レベルでの支援が必要と考える。これを乗り越えて、建設と運行までの協力ができることが望まれる。
- 鉄道事業の再評価が世界各地で進められているなかで、事業経験の豊富な機構が我が国のリーダーシップを取れる人材育成に、長期的に取り組んで欲しい。

(2) 項目別評価

| 評価項目                        | (1との関連) | 独立行政法人の業務実績  | 府省評価委員会による評価結果等   |
|-----------------------------|---------|--|---|
| 鉄道建設業務<br>(受託工事)            | 1(1)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>震災復興の受託工事では、三陸鉄道の復旧に全面的に関わり、枠内張コンクリートの格子枠工による盛土工事やGRS一体橋梁などの成果を応用して質の高い工事を遂行し、また過去に受託した仙台空港線の復旧工事では、自発的アフターケア体制の下で機構内に協力支援体制を構築し、同線の早期全面再開を達成。</li> <li>震災による緊急工事に迅速に対応するばかりでなく、新たな防災機能を付加。</li> <li>三陸鉄道、仙台空港線に対し、復旧に向けた迅速な準備がなされ、早期の運行再開を実現。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>震災の復興工事の遂行、とりわけ過去に受託した仙台空港線の復旧工事では、自発的アフターケア体制の下で機構内に協力支援体制を構築し、同線の早期全面再開を達成し、仙台空港株式会社から感謝状を得るなど、その真摯な業務遂行は高く評価できる。</li> <li>鉄道建設においては災害に強い技術開発をするなど、時代の求めに対応した研究開発を重視していることは評価できる。</li> <li>鉄道建設業務に関しては、その基礎となる高い技術力の維持と向上が図られるとともに、他機関から高い評価を受けている。</li> </ul> |
| 船舶共有建造業務<br>(船舶建造等における技術支援) | 1(2)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>新形式2軸型SES船型を開発し、在来船比で少なくとも 10～15%程度の省エネ効果を達成するとともに出港時の操船性を向上させることを実証。さらに二重反転プロペラ採用のSES船のプロペラ軸の検査を軸の抜出なしで行う技術を開発して、保守整備費用の削減に寄与したことに加え、先進二酸化炭素低減化船の機構開発船型を普及促進。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>内航船舶建造では省エネとCO2削減に適応した船種・船型を開発するなど、時代の求めに対応した研究開発を重視していることは評価できる。</li> <li>船舶業務に関しては、その基礎となる高い技術力の維持と向上が図られるとともに、他機関から高い評価を受けている。また、継続して地球温暖化対策が実行され、その成果が出ている。</li> </ul>   |

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見 (H25.1.21) (個別意見)

- 内航海運活性化融資業務に係る手数料については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」(平成 18 年 11 月 27 日付け政委第 23 号政策評価・独立行政法人評価委員会通知)の「第1 内航海運活性化融資業務の収束に向けた取組等」において、「説明責任を徹底する観点から、その使途を業務実績報告書等において公表するものとする」との指摘を行っている。  
しかしながら、本法人においては、内航海運活性化融資業務に係る手数料の使途について、業務実績報告書等に十分な記載がされておらず、また、貴委員会においてはこれについての評価を行っていない。  
今後の評価に当たっては、国民への説明責任を果たす観点から、本法人における内航海運活性化融資業務に係る手数料の使途を業務実績報告書等で明らかにさせた上で評価を行うべきである。

|        |  |
|--------|--|
| 法人名    | 独立行政法人国際観光振興機構(平成15年10月1日設立)＜非特定＞<br>(理事長:松山 良一)   |
| 目的     | 海外における観光宣伝、外国人観光旅客に対する観光案内その他外国人観光旅客の来訪の促進に必要な業務を効率的に行うことにより、国際観光の振興を図ることを目的とする。   |
| 主要業務   | 1 外国人観光旅客の来訪を促進するための宣伝。2 外国人観光旅客に対する観光案内所の運営。3 通訳案内士法(昭和24年法律第210号)第11条第1項の規程による通訳案内士試験の実施に関する事務。4 国際観光に関する調査及び研究。5 国際観光に関する出版物の刊行。6 前各号の業務に附帯する業務。7 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律(平成6年法律第79号)第11条に規定する業務。  |
| 委員会名   | 国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)   |
| 分科会名   | 国際観光振興機構分科会(分科会長:佐藤 喜子光)   |
| ホームページ | 法人: <a href="http://www.jnto.go.jp/jpn/">http://www.jnto.go.jp/jpn/</a><br>評価結果: <a href="http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000027.html">http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000027.html</a> |
| 中期目標期間 | 5年(平成20年4月1日～平成25年3月31日)   |

1. 府省評価委員会による評価結果

| 評価項目  | H19年度             | 第1期中期目標期間  | H20年度        | H21年度      | H22年度      | H23年度      | 備考  |
|---|-------------------|------------|--------------|------------|------------|------------|---|
| <総合評価>  | 順調                | S          | 順調           | A          | A          | A          | <p>1. 総合評価は、19年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>2. 項目別評価は、19年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>4. ※印のある項目は「評価済み」との記載あり。</p> <p>5. 項目2.(3)の( )内は、中期目標期間の評価に係る項目。</p> <p>6. 第1期中期目標期間の評価では、項目3.から項目6.までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価。</p> <p>7. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。</p> |
| <項目別評価>   |                   |            |              |            |            |            |   |
| 1.業務運営の効率化  | 4点                | S          |              |            |            |            |   |
| (1)組織運営   | 3点                | A          |              |            |            |            |   |
| (2)職員の意欲向上と能力啓発                                       | 4点                | S          |              |            |            |            |   |
| (3)業務運営の効率化の推進  | 4点×2<br>3点×1      | S          |              |            |            |            |   |
| (4)人件費削減の取組み  | 4点                | S          |              |            |            |            |   |
| 2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上                           |                   |            |              |            |            |            |   |
| (1)官民パートナーシップで諸外国との競争に立ち向かう外国人旅行者誘致活動                 | 4点×4<br>3点×3      | S×4<br>A×2 |              |            |            |            |   |
| (2)効率的・効果的な業務運営の促進                                    | 4点×1<br>3点×5<br>※ | S×1<br>A×3 |              |            |            |            |   |
| (3)事業成果の公表((3)情報の公開)                                  | 4点                | S          |              |            |            |            |   |
| (4)附帯する業務   | 3点                |            |              |            |            |            |   |
| 3.予算、収支計画及び資金計画                                       |                   |            |              |            |            |            |   |
| (1)自己収入の確保  | 4点                |            |              |            |            |            |   |
| (2)予算(人件費の見積を含む。)                                     | 3点                |            |              |            |            |            |   |
| (3)収支計画及び資金計画   | 3点                | S          |              |            |            |            |   |
| 4.短期借入金の限度額   | —                 |            |              |            |            |            |   |
| 5.重要財産の処分計画   | —                 |            |              |            |            |            |   |
| 6.剰余金の使途  | —                 |            |              |            |            |            |   |
| 7.その他業務運営に関する事項                                       |                   |            |              |            |            |            |   |
| (1)人事に関する計画   | ※                 |            |              |            |            |            |   |
| (2)事業パートナーとの連携強化                                      | ※                 | A          |              |            |            |            |   |
| (3)査証発給手続きの簡素化・迅速化、輸送力の増強、入国手続きの簡素化等の施策に関する関係機関に対する要請 | 3点                |            |              |            |            |            |   |
| I.業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置                         |                   |            |              |            |            |            |   |
| 1.効率化目標の設定  |                   |            | 4点           | A          | A          | A          |   |
| 2.総人件費改革  |                   |            | 3点           | A          | A          | A          |   |
| 3.組織体制の整備   |                   |            | 4点           | A          | A          | A          |   |
| 4.関係機関との連携強化  |                   |            | 3点           | A          | A          | A          |   |
| 5.随意契約の見直し  |                   |            | 3点           | A          | A          | A          |   |
| 6.民間からの出向者等の活用  |                   |            | 4点           | S          | A          | A          |   |
| 7.プロパー職員の育成等  |                   |            | 4点           | S          | A          | A          |   |
| 8.内部統制の公表   |                   |            | 3点           | A          | A          | A          |   |
| 9.活動成果の明確化  |                   |            | 3点           | S          | S          | A          |   |
| II.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置       |                   |            |              |            |            |            |   |
| 1.海外宣伝業務  |                   |            | 4点×2<br>3点×2 | S×2<br>A×2 | S×3<br>A×1 | S×1<br>A×3 |   |
| 2.国内受入体制整備支援業務  |                   |            | 3点×2         | A×2        | A×2        | A×2        |   |



|                        |  |  |    |   |   |   |
|------------------------|--|--|----|---|---|---|
| 3.国際会議等の誘致・開催支援業務      |  |  | 3点 | B | B | A |
| III.予算、収支計画及び資金計画      |  |  |    |   |   |   |
| 1.自己収入の確保              |  |  |    |   |   |   |
| 2.予算(人件費の見積りを含む。)      |  |  | 3点 | A | B | B |
| 3.収支計画及び資金計画           |  |  |    |   |   |   |
| IV.短期借入金の限度額           |  |  | -  | - | - | - |
| V.重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画  |  |  | -  | - | - | - |
| VI.剰余金の使途              |  |  | -  | - | - | - |
| VII.その他業務運営に関する事項      |  |  |    |   |   |   |
| 1.人事に関する計画             |  |  |    |   |   |   |
| 2.積立金の使途               |  |  |    |   |   |   |
| 3.その他中期目標を達成するために必要な事項 |  |  | ※  | ※ | ※ | ※ |

2. 府省評価委員会による平成 23 年度評価結果 (H24.9.19) (主なものの要約)

(1) 総合評価

(評定理由)

- 平成 23 年度は、東日本大震災の影響、世界的な経済不況や円高等、訪日外国人旅行者を誘致する上には極めて厳しい状況にあった。しかしながらこうした厳しい条件の中で積極的に事業を展開し、その結果、訪日外国人旅行者が急速に回復してきている。このように積極的に事業を行いながら、一方で、業務運営の効率化や業務の質の向上にも積極的に取り組んでおり、中期目標・中期計画について着実な実施状況にあると認められる。

(法人の業務の実績)

- 東日本大震災後、いち早く4言語のポータルサイトを立ち上げ、海外に対して日本の状況を正しく伝える情報発信を行っていることは高く評価できる。しかも、そのサイトは、関係省庁等からも評価され多くリンクされていることも、この取組は高く評価できるものであると言える。また、Facebookページを6箇所追加して13箇所での運用し、その結果、Facebookファン数は1年間で約20万人から約40万人へ倍増し、日本の政府機関のFacebookページの中で最多となっている。など

(2) 項目別評価

| 評価項目                                  | (1との関連) | 独立行政法人の業務実績  | 府省評価委員会による評価結果等  |
|---------------------------------------|---------|--|--|
| 海外宣伝業務<br>(訪日外国人誘致のための事業(宣伝メディア広報事業)) | II 1    | <ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災及び津波による訪日旅行への影響を、いち早く国内の外国人旅行者及び海外に向けて伝えるため、地震発生当日から英語、中国語、韓国語の4言語による情報ポータルサイトを立ち上げ、気象庁の地震津波情報、東北や関東を中心とした交通情報、計画停電情報、多言語での各種相談窓口情報等、訪日旅行中の外国人が必要とする多様な情報を、概ね5月のGW前まで、土日不休にて日々情報更新して提供した。</li> <li>世界の登録者数が8億2千万人を超え、多くの国でインターネット利用者の50%以上が日常の情報交換に利用しているFacebookを訪日情報の発信ツールとして更に活用するため、新たに5市場(ドイツ、豪州、インド、韓国、台湾)及び市場を特定しないグローバル版のFacebookページを開設し、平成22年度までに運用を開始した7市場(米国、カナダ、英国、フランス、タイ、シンガポール、香港)とあわせて13箇所のFacebookページからの情報発信を行った。写真を活用した日本の多様な観光魅力の紹介に加え、当該国における日本フェア等のイベント情報や日本関連のテレビ放映情報等、市場に応じたタイムリーな情報を日替わりで掲載した結果、平成24年3月末時点でのファン数は合計約41万5千人に達し、平成23年3月時点から倍増した。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災後の訪日旅行に関する懸念や風評被害を払拭するため、いち早く4言語のポータルサイトを立ち上げ、放射線量の状況をはじめとする安全安心情報を継続的に発信するとともに、外国人著名人や訪日外客自身の視点による動画メッセージ提供等を通じて、海外に対して日本の状況を正しく伝える情報発信を行っていることは高く評価できる。しかも、そのサイトは、関係省庁や地方自治体、観光関連民間事業者等からも評価され多くリンクされていることも、この取組は高く評価できるものであると言える。また、Facebookページを更に6箇所追加して13箇所での運用とする等、広報チャネルの拡大を図り、その結果、Facebookファン数は1年間で約20万人から約40万人へ倍増し、日本の政府機関のFacebookページの中で最多となっている。</li> </ul> |

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見 (H25.1.21) (個別意見)

- 該当なし。

|        |   |
|--------|---|
| 法人名    | 独立行政法人水資源機構（平成15年10月1日設立）〈非特定〉<br>（理事長：甲村 謙友）   |
| 目的     | 水資源開発基本計画に基づく水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行うことにより産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的とする。   |
| 主要業務   | 1 水資源開発基本計画に基づく次の施設（当該施設のうち発電に係る部分を除く。）の新築（イの施設の新築にあつては、水の供給量を増大させないものに限る。）又は改築 イ ダム、河口堰、湖沼水位調節施設、多目的用水路、専用水路その他の水資源の開発又は利用のための施設 ロ イの施設と密接な関連を有する施設。2 次の施設の操作、維持、修繕その他の管理（ハの施設の管理にあつては、委託に基づくものに限る。） イ 水資源開発施設 ロ 愛知豊川用水施設 ハ 水資源開発促進法第三条第一項に規定する水資源開発水系における水資源の開発又は利用のための施設であつて、イ又はロの施設と一体的な管理を行うことが当該水資源開発水系における水資源の利用の合理化に資すると認められるもの。3 水資源開発施設又は愛知豊川用水施設についての災害復旧工事。4 1から3の業務に附帯する業務。5 1から4の業務の遂行に支障のない範囲内で行う委託に基づく業務。 |
| 委員会名   | 国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：家田 仁）  |
| 分科会名   | 水資源機構分科会（分科会長：濱田 政則）  |
| ホームページ | 法人： <a href="http://www.water.go.jp/">http://www.water.go.jp/</a><br>評価結果： <a href="http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000027.html">http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000027.html</a>  |
| 中期目標期間 | 5年間（平成20年4月1日～平成25年3月31日）   |

1. 府省評価委員会による評価結果

| 評価項目                        | H19年度        | 第1期中期目標期間  | H20年度        | H21年度       | H22年度    | H23年度    | 備考  |
|-----------------------------|--------------|------------|--------------|-------------|----------|----------|---|
| <総合評価>                      | 順調           | A          | 順調           | A           | A        | A        | 1.総合評価は、19年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。<br>2.項目別評価は、19年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。<br>3.第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。<br>4.項目3の( )内は、中期目標期間の評価に係る項目。<br>5.なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 |
| <項目別評価>                     |              |            |              |             |          |          |   |
| 1.業務運営の効率化                  |              |            |              |             |          |          |   |
| (1)機動的な組織運営                 | 4点           | A          |              |             |          |          |   |
| (2)効率的な業務運営                 | 3点           | A          |              |             |          |          |   |
| (3)事務的経費の節減                 |              |            |              |             |          |          |   |
| (4)人件費の削減                   | 4点           | S          |              |             |          |          |   |
| (5)事業費の縮減                   | 3点           | A          |              |             |          |          |   |
| 2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 |              |            |              |             |          |          |   |
| (1)計画的で的確な事業の実施             | 4点×1<br>3点×2 | S×1<br>A×2 |              |             |          |          |   |
| (2)的確な施設の管理                 | 4点×1<br>3点×2 | S×1<br>A×2 |              |             |          |          |   |
| (3)災害復旧工事の実施                | 3点           | A          |              |             |          |          |   |
| (4)総合的なコストの縮減               | 4点           | S          |              |             |          |          |   |
| (5)環境保全への配慮                 | 4点           | S          |              |             |          |          |   |
| (6)危機管理                     | 3点           | A          |              |             |          |          |   |
| (7)工事及び施設管理の委託              | 3点           | A          |              |             |          |          |   |
| (8)関係機関との連携(建設)             | 3点           | A          |              |             |          |          |   |
| (8)関係機関との連携(管理)             | 3点           | A          |              |             |          |          |   |
| (9)説明責任の向上                  | 3点           | A          |              |             |          |          |   |
| (10)事業関連地域との連携促進            | 3点           | A          |              |             |          |          |   |
| (11)技術力の維持・向上               | 4点           | S          |              |             |          |          |   |
| 3.予算、収支計画及び資金計画(財務内容の改善)    |              | A          |              |             |          |          |   |
| (1)予算                       |              |            |              |             |          |          |   |
| (2)収支計画                     |              |            |              |             |          |          |   |
| (3)資金計画                     |              |            |              |             |          |          |   |
| 4.短期借入金の限度額                 | 3点           |            |              |             |          |          |   |
| 5.重要な財産の処分等の計画              |              |            |              |             |          |          |   |
| 6.剰余金の使途                    |              |            |              |             |          |          |   |
| (1)一般積立金                    |              |            |              |             |          |          |   |
| (2)その他積立金                   |              |            |              |             |          |          |   |
| 7.その他業務運営に関する事項             |              |            |              |             |          |          |   |
| (1)施設・設備に関する計画              | 3点           | A          |              |             |          |          |   |
| (2)人事に関する計画                 | 3点           | A          |              |             |          |          |   |
| (3)積立金の使途                   | 3点           | A          |              |             |          |          |   |
| (4)その他当該中期目標を達成するために必要な事項   | 3点           | A          |              |             |          |          |   |
| I.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 |              |            |              |             |          |          |   |
| (1)的確な施設の運用と管理              |              |            | 4点×2<br>3点×1 | SS×1<br>A×2 | S×2<br>A | S<br>A×2 |   |
| (2)リスクへの的確な対応               |              |            | 3点           | A           | S        | A        |   |
| (3)計画的で的確な施設の整備             |              |            | 4点×2         | A×2         | A×2      | A×2      |   |
| (4)環境の保全                    |              |            | 4点           | S           | S        | A        |   |

|                           |  |  |    |   |   |   |
|---------------------------|--|--|----|---|---|---|
| (5)技術力の維持・向上と技術支援         |  |  | 4点 | S | S | S |
| (6)関係機関との連携               |  |  | 2点 | A | A | A |
| (7)水源地域等との連携              |  |  |    |   |   |   |
| (8)広報・広聴活動の充実             |  |  | 3点 | A | A | A |
| (9)内部統制の強化と説明責任の向上        |  |  | 3点 | S | S | A |
| II.業務運営の効率化               |  |  |    |   |   |   |
| (1)機動的な組織運営               |  |  |    |   |   |   |
| (2)効率的な業務運営               |  |  |    |   |   |   |
| (3)事務的経費の節減               |  |  | 4点 | S | S | A |
| (4)総人件費改革に伴う人件費の削減        |  |  |    |   |   |   |
| (5)コスト構造改善の推進             |  |  | 3点 | S | A | A |
| (6)事業費の縮減                 |  |  |    |   |   |   |
| (7)適切な資産管理                |  |  | 3点 | A | A | A |
| III.予算、収支計画及び資金計画         |  |  |    |   |   |   |
| (1)予算                     |  |  |    |   |   |   |
| (2)収支計画                   |  |  |    |   |   |   |
| (3)資金計画                   |  |  | 3点 | A | A | A |
| IV.短期借入金の限度額              |  |  |    |   |   |   |
| V.重要な財産の処分等の計画            |  |  |    |   |   |   |
| VI.剰余金の使途                 |  |  |    |   |   |   |
| VII.その他業務運営に関する事項         |  |  |    |   |   |   |
| (1)施設・設備に関する計画            |  |  |    |   |   |   |
| (2)人事に関する計画               |  |  |    |   |   |   |
| (3)積立金の使途                 |  |  | 3点 | A | A | A |
| (4)その他当該中期目標を達成するために必要な事項 |  |  |    |   |   |   |

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果（H24.9.19）（主なものの要約）

(1) 総合評価

（評定理由）

- 評価項目16項目のうち、Sが2、Aが14項目の評価となっており、これら個別項目の評価及び記述による評価を踏まえ、総合評定については、中期目標の達成に向けて順調な実施状況にあると認められることからAとした。

（課題・改善点、業務運営に関する意見等）

- 武蔵水路改築工事で23年12月、油圧ホースが損傷し油流出事故が発生した。機構は破損したホースが使い古したものであることが原因とし、新品を使用しさらにシートで防護するよう工事方法を改善したが、24年3月に再び同様の事故が発生した。同様な事故が続けて発生したことは看過できない。重大な水質汚染事故には至らなかったが、事故責任の所在と損害賠償について厳しく検証する必要がある。
- 総人件費の削減に努められていることは評価できるが、様々な根拠、理由があるにせよ依然として対国家公務員指数は高いと言わざるを得ない。今後は、目標とする指数値と達成年次を明記し実行することが重要であるとする。
- 新たなストックマネジメントの方向として、用水路、調整池など保有するストックを活用して、中小水力や太陽光など再生可能エネルギーの生産を推進し、クリーンな電力の開発と電力不足の解消に貢献する方途を検討すべきである。

(2) 項目別評価

| 評価項目                         | (1との関連)  | 独立行政法人の業務実績  | 府省評価委員会による評価結果等   |
|------------------------------|----------|--|---|
| 的確な施設の運用と管理<br>（洪水被害の防止又は軽減） | I<br>(1) | <ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年度は、7月の新潟・福島豪雨や9月の台風12号、台風15号の影響により、全国的に降水量が多かった。機構の特定施設では、682回（約24.3回／年・施設）、延べ1,187日（約42.3日／年・施設）の防災態勢（注意体制、第一・第二警戒態勢）を執り、全22ダムのうち15ダムにおいて、54回の防災操作を実施（平成22年度は9ダム、25回）し、下流河川の洪水被害の軽減を図った。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年度は、平年より全国的に降水量が多い中、7月、9月の豪雨、台風も含め、的確な洪水調整により洪水被害の防止、軽減に寄与したことは高く評価できる。</li> <li>特に、名張川上流3ダムや日吉ダムにおいて、下流側関係機関との緊密な連携と降雨や流量の実時間予測に基づく放流量調節で、下流の被害を軽減できたことは大きく評価できる。</li> <li>一昨年の経験を活かし、ダム群の連携操作等の運用で洪水制御に再び効果を実証したことは管理技術の進歩と評価できる。今後も安全性を高めつつ確実な洪水制御の技術向上に期待したい。</li> </ul> |

|                       |                  |   |   |
|-----------------------|------------------|---|---|
| <p>技術力の維持・向上と技術支援</p> | <p>I<br/>(5)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 可搬式海水淡水化装置の活用について、小笠原諸島父島、東北地方太平洋沖地震により被災した宮城県女川町における実運用を通し、職員の直営作業化による運用体制の確立が図られ実運用可能な水供給手法の確立に向け大きく進捗した。</li> <li>• 国土交通省の緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) 設置細目が平成23年12月1日に改正され、水資源機構は、災害時に必要に応じて国土交通省の緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) と連携して活動することとされた。</li> <li>• また、平成22年度に完成した滝沢ダム建設事業は、新たに開発・導入したコンクリート運搬工法 (SP-TOM (Special Pipe Transportation Method)) 等の新技術開発を積極的に進めたことによりダム施工技术に貢献したこと、土木学会デザイン賞2010の最優秀賞を受賞した「雷電廿六木橋(らいでんとどろきばし)」などの周辺景観に配慮した施設デザイン等が高く評価され、平成23年度土木学会賞の技術賞を受賞した。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 技術の開発とあわせて、それらを支える研究、さらに人材育成や技術移転などの国際協力が行われており、意欲的かつ活発な優れた活動が実施されており、目覚ましい成果を上げていると言える。</li> <li>• 事業活動と結合した技術力向上のための努力が、実を結びつつあることは高く評価できる。</li> <li>• 年度計画50題を上回る75題の論文等の学会・専門誌等への発表、それらの中でダム工学会論文賞、国土技術研究会優秀賞などの受賞や特許5件の取得などその取組は質・量の両面で高く評価できる。</li> <li>• タイの洪水に対する国際緊急援助隊の派遣など、国際的活動も高く評価できる。</li> <li>• 外部からの調査・設計・試験や施工管理業務を受託し、機構の高い技術力を活用していることは評価できる。</li> <li>• 地方自治体職員やJICA研修生の受入を通じて、機構の技術力を積極的に外部発信するための取組は評価できる。</li> </ul> |
|-----------------------|------------------|---|---|

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見 (H25.1.21) (個別意見)

• 該当なし



|        |  |
|--------|--|
| 法人名    | 独立行政法人自動車事故対策機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉<br>(理事長:金澤 悟)   |
| 目的     | 自動車の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対する指導、自動車事故による被害者に対しその身体的又は財産的被害の回復に資する支援等を行うことにより、自動車事故の発生の防止に資するとともに、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号。以下「自賠法」という。)による損害賠償の保障制度と相まって被害者の保護を増進することを目的とする。   |
| 主要業務   | 1 運行管理者への指導講習。2 運転者への適性診断。3 自動車事故被害者の治療・養護施設の設置及び運営。4 介護料の支給。5 自動車事故被害者・遺児への生活資金貸付け。6 一部立替貸付け。7 自賠法による損害賠償保障の周知宣伝。8 自動車事故防止と被害者保護の調査研究。  |
| 委員会名   | 国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)   |
| 分科会名   | 自動車事故対策機構分科会(分科会長:堀田 一吉)   |
| ホームページ | 法人: <a href="http://www.nasva.go.jp/index.html">http://www.nasva.go.jp/index.html</a><br>評価結果: <a href="http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000027.html">http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000027.html</a> |
| 中期目標期間 | 5年(平成19年4月1日～平成24年3月31日)   |

1. 府省評価委員会による評価結果

| 評価項目                              | H19年度                        | H20年度        | H21年度      | H22年度      | H23年度      | 第2期中期目標期間  | 備考   |
|-----------------------------------|------------------------------|--------------|------------|------------|------------|------------|--|
| <総合評価>                            | 順調                           | 順調           | A          | A          | A          | A          | 1. 総合評価は、19年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。<br>2. 項目別評価は、19年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。<br>3. 第2期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。<br>4. 第2期中期目標期間の評価では、項目3.から項目6.までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価。<br>5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 |
| <項目別評価>                           |                              |              |            |            |            |            |  |
| 1.業務運営の効率化                        |                              |              |            |            |            |            |  |
| (1)組織運営の効率化                       | 3点                           | 3点           | A          | A          | A          | A          |  |
| (2)人材の活用                          | 3点                           | 4点           | S          | S          | A          | A          |  |
| (3)業務運営の効率化                       | 5点×1<br>4点×2<br>3点×6<br>1点×1 | 4点×4<br>3点×6 | S×3<br>A×6 | S×3<br>A×6 | S×2<br>A×7 | S×2<br>A×6 |  |
| 2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上       |                              |              |            |            |            |            |  |
| (1)指導講習業務・適性診断業務                  | 3点×2<br>2点×1                 | 4点×1<br>3点×2 | S×2<br>A×1 | S×2<br>A×1 | S×1<br>A×2 | S×2<br>A×1 |  |
| (2)指導講習・適性診断の実施機関になろうとする民間団体等への支援 | 4点                           | 4点           | S          | S          | A          | A          |  |
| (3)療護施設の設置・運営                     | 4点×2<br>3点×2                 | 4点×2<br>3点×2 | S×3        | S×3<br>A×1 | A×4        | S×1<br>A×2 |  |
| (4)介護料支給等支援業務                     | 3点×1<br>2点×1                 | 3点×2         | S×1<br>A×1 | S×1<br>A×1 | S×1<br>A×1 | S          |  |
| (5)交通遺児等への生活資金の貸付                 | 4点×1<br>3点×1                 | 3点×2         | A×2        | S×1<br>A×1 | A×2        | A          |  |
| (6)自動車事故による被害者への情報提供の充実           | 4点                           | 3点           | A          | A          | A          | A          |  |
| (7)自動車アセスメント情報提供業務                | 4点×1<br>3点×5                 | 4点×1<br>3点×5 | A×6        | A×6        | S×1<br>A×5 | S×1<br>A×3 |  |
| (8)自動車事故対策に関する広報活動                | 3点                           | 3点           | A          | A          | A          | A          |  |
| 3.予算、収支計画及び資金計画                   | 3点                           | 3点           | A          | A          | A          | A          |  |
| 4.短期借入金の限度額                       | -                            | -            | -          | -          | -          | -          |  |
| 5.重要財産の処分計画                       | -                            | -            | -          | -          | -          | -          |  |
| 6.剰余金の使途                          | -                            | -            | -          | -          | -          | -          |  |
| 7.その他業務運営に関する事項                   |                              |              |            |            |            |            |  |
| (1)施設・設備に関する計画                    | 2点                           | 3点           | A          | A          | A          | A          |  |
| (2)人事に関する計画                       | 3点                           | 3点           | S          | A          | A          | A          |  |

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.9.19)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評定理由)

- 業務運営評価及び総合評価から本法人の業務実績は、中期目標・中期計画・年度計画にしたがって、順調に業務を実施し、成果を上げていると認められることから、着実な実施状況にあると判断されるため。
- (法人の業務の実績)
- 本法人は、自動車事故防止と自動車事故による被害者支援を大きな柱の業務として、社会的に重要な使命を担う独立行政法人であり、限られた人員のもとで業務運営の効率化を進めつつ、社会状況の変化に応じた新たな業務にも取り組んでいる状況にある。こうした中、第2期中期目標期間の最終年度となる平成23年度の業務の実績については、中期目標の達成に向けて着実な実施状況もしくは優れた実施状況にあると認められる。
  - 特にIT化を図った適性診断の受診機会を外部に拡大することにより、自動車事故防止対策の推進と業務運営の効率化を図るとともに、被害者支援専門員を配置し、介護料受給者宅への直接訪問により介護に関する相談・情報提供等を行う訪問支援サービスや関係者との意見交換を目的とした交流会を強化し、また、自動車事故による重度後遺障害者の治療・看護を行う療護施設の確実な運営、療護施設の入院患者の治療改善効果の分析・公表や介護者が実践可能な新看護プログラムを試行するなど、被害者支援の充実に着実に進めている。
  - なお、職員の不祥事案が発生しているものの、事案の発生後速やかに再発防止策の策定を行っているなど、全体的な評価

としては、法人として中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

(2) 項目別評価

| 評価項目                | (1との<br>関連) | 独立行政法人の業務実績   | 府省評価委員会による評価結果等  |
|---------------------|-------------|---|--|
| 指導講習業務・<br>適性診断業務   | 2(1)        | <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 23 年度における基礎講習の開催については、運行管理者補助者制度が定着したことも踏まえて、前年度と同程度の受講需要を見込み、基礎講習を 236 回(平成 22 年度 232 回)開催する等受講需要に適切に対応し、一般講習等を含む講習全体では、1,006 回(平成 22 年度 985 回)開催した。</li> <li>講習用テキストについては、運送事業者を取り巻く経営環境に応じて適切に改訂を行っており、平成 23 年度においては、東日本大震災発生時の緊急物資輸送、人員輸送などの状況を具体的に記述し、災害発生時の対応について必要な情報提供を行った。</li> <li>受診需要に適切に対応した受診機会を提供するため、i-NATS 契約事業者及び機構支所から遠隔地にある事業者を中心に貸出 i-NATS による診断の促進を図った結果、機構支所以外での受診者数は 108,740 人となり、一般診断受診者総数(255,965 人)の 42.5%を占めるまでになった。</li> <li>事故防止に効果的なカウンセリング付一般診断については、全支所によるトップセールス等の効果もあり、4,085 人(対前年度比 63.5%増)に対して実施した。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>指導講習業務・適性診断業務については、優れた実施状況にあると認められる。</li> <li>引き続き、安全指導業務に係る民間参入を促進するため、新たに指導講習・適性診断の実施機関になろうとする民間団体等に対しては、本法人がこれまで培ったノウハウの提供等を積極的に行うことが求められる。</li> </ul> |
| 自動車アセスメント<br>情報提供業務 | 2(7)        | <ul style="list-style-type: none"> <li>歩行者の死傷者の減少を図るため、平成 22 年度までの調査結果を踏まえ、歩行者脚部保護性能試験を導入した。</li> <li>電気自動車等の普及に伴い、衝突事故を起こした際に高電圧により感電しないことを確認するため、フルラップ前面衝突試験等の実施後に行う試験方法及び評価方法を策定し、感電保護性能評価試験を導入した。</li> <li>新たに自動車アセスメントに導入された評価項目(後面衝突頸部保護性能試験、歩行者脚部保護性能試験、座席ベルトの非着用時警報装置評価試験)を考慮した「新・安全性能総合評価」を導入した。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>これまでの調査研究の結果を踏まえ、新たな試験及び評価を今年度から導入しているところであり、優れた実施状況にあると認められる。</li> </ul>   |

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- ・ 該当なし

|        |  |
|--------|--|
| 法人名    | 独立行政法人空港周辺整備機構（平成15年10月1日設立）＜非特定＞<br>（理事長：淡路 均）  |
| 目的     | 周辺整備空港の周辺地域において空港周辺整備計画を実施する等によりその地域における航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善に資することを目的とする。   |
| 主要業務   | 1 空港周辺整備計画に基づく緑地帯その他の緩衝地帯の造成、管理及び譲渡。2 空港周辺整備計画に基づく航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設の用に供する土地の造成、管理及び譲渡。3 周辺整備空港に係る住宅騒音防止工事に関する助成。4 周辺整備空港の設置者の委託による、建物等の移転又は除却により生ずる損失の補償及び土地の買入れに関する事務。5 1から4の業務に附帯する業務。6 特定飛行場の設置者又は地方公共団体の委託による特定飛行場周辺地域の緑地帯その他の緩衝地帯の造成。     |
| 委員会名   | 国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：家田 仁）   |
| 分科会名   | 空港周辺整備機構分科会（分科会長：盛岡 通）   |
| ホームページ | 法人： <a href="http://www.oeia.or.jp/">http://www.oeia.or.jp/</a><br>評価結果： <a href="http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000027.html">http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000027.html</a> |
| 中期目標期間 | 5年間（平成20年4月1日～平成25年3月31日）  |

1. 府省評価委員会による評価結果

| 評価項目                           | H19年度        | 第1期中期目標期間   | H20年度        | H21年度             | H22年度      | H23年度      | 備考   |
|--------------------------------|--------------|-------------|--------------|-------------------|------------|------------|--|
| <総合評価>                         | 順調           | S           | 順調           | A                 | A          | A          | 1.総合評価は、19年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。<br>2.項目別評価は、19年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。<br>3.第1期中期目標期間の評価は、SS、S、A、B、Cの5段階評価。<br>4.項目3の( )内は、中期目標期間の評価に係る項目。<br>5.なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 |
| <項目別評価>                        |              |             |              |                   |            |            |  |
| 1.業務運営の効率化                     |              |             |              |                   |            |            |  |
| (1)組織運営の効率化                    | 3点           | S           | 4点           | A                 | S          | A          |  |
| (2)人材の活用                       | 3点           | A           | 3点           | A                 | A          | A          |  |
| (3)業務の効率化                      | 4点×2         | SS×1<br>S×3 | 4点×1<br>3点×2 | A×2               | A×2        | A×2        |  |
| 2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上    |              |             |              |                   |            |            |  |
| (1)業務の質の向上                     | 3点×4         | A×5         | 3点×2         | A×2               | A×2        | A×2        |  |
| (2)業務の確実な実施                    | 4点×2<br>3点×4 | SS×2<br>A×4 |              |                   |            |            |  |
| (2)内部統制及びガバナンス強化に向けた取組の実施      |              |             | 3点×8         | S×1<br>A×8        | A×9        | A×8<br>B×1 |  |
| (3)空港と周辺地域の共生                  | 3点           | A           |              |                   |            |            |  |
| (3)随意契約の見直し                    |              |             | 4点           | S                 | S          | A          |  |
| (4)大阪国際空港及び福岡空港の周辺整備中期基本方針等の整備 |              |             | -            | -                 | -          | -          |  |
| (5)業務の確実な実施                    |              |             | 4点×2<br>3点×3 | S×2<br>A×2<br>B×1 | A×3<br>B×2 | A×4<br>B×1 |  |
| (6)空港と周辺地域の共生                  |              |             | 3点           | A                 | A          | A          |  |
| 3.予算、収支計画及び資金計画(財務内容の改善)       |              | S           |              |                   |            |            |  |
| (1)予算                          | 4点           |             | 4点           | A                 | A          | A          |  |
| (2)収支計画                        |              |             |              |                   |            |            |  |
| (3)資金計画                        |              |             |              |                   |            |            |  |
| 4.短期借入金の限度額                    | -            |             | -            | -                 | -          | -          |  |
| 5.重要な財産の処分等に関する計画              | -            |             | -            | -                 | -          | -          |  |
| 6.剰余金の使途                       | -            |             | -            | -                 | -          | -          |  |
| 7.その他業務運営に関する事項                | 4点×2         | S×2         | 3点×2         | A×2               | A×2        | A×1<br>B×1 |  |
| (1)人事に関する計画                    | 3点×1         | A×1         |              |                   |            |            |  |

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果（H24.9.19）（主なものの要約）

(1) 総合評価

(評定理由)

- 25項目中22項目が「A」であり、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にある。（課題・改善点、業務運営に関する意見等）
- 本社機能の福岡への移転後においても、理事長等と監事との意見交換や役員相互の意思疎通を適時適切かつ積極的に行うことにより、引き続き機構の役割が十分に発揮できるよう努めること。
- 福岡の各事業についても、更なる事業費の縮減や事務の効率化を図るとともに、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）を踏まえた取り組みを実施すること。

(2) 項目別評価

| 評価項目               | (1との関連) | 独立行政法人の業務実績                                | 府省評価委員会による評価結果等                          |
|--------------------|---------|--|--|
| 内部統制及びガバナンス強化に向けた取 | 2(2)    | ・ホームページに「機構へのご意見・ご提案」および「お問い合わせ」窓口を設け、意見等の | ・ホームページの「機構へのご意見・ご提案」専用の窓口により、意見等の募集を行った |



|                             |      |  |  |
|-----------------------------|------|--|--|
| 組の実施<br>(国民の意見募集)           |      | 募集を行った。<br>なお、これまで機構に寄せられた意見・提案は無く、寄せられた問い合わせに対しては適切に対処している。<br>・平成 23 年 7 月 19 日開催の国土交通省独立行政法人評価委員会第 12 回空港周辺整備機構分科会での評価の参考に資するため、同評価委員会において平成 23 年 6 月 29 日から 7 月 13 日までの間、平成 22 年度業績実績評価調査(案)に係る国民の意見募集を行った。(特に意見はなかった。)  | ほか、業績評価に係る国民の意見募集について国と協力して適切に実施しており、概ね着実な実施状況にある。<br>・努力はなされているが実績が少ないということは、意見募集の方法に改善すべき点があることを示唆している。  |
| 業務の確実な実施<br>(大阪国際空港周辺の緑地整備) | 2(5) | <ul style="list-style-type: none"> <li>買収済みの土地約 1.3ha について造成・植栽を実施したものの、緩衝緑地第 1 期事業認可期間内の事業の達成状況は約 97% (12.9ha のうち 12.5ha を整備) で完遂できなかった。</li> <li>また、平成 24 年 3 月 19 日の大阪空港周辺緑地整備推進協議会幹事会において、利用緑地、緩衝緑地第 1 期及び緩衝緑地第 2 期に係る今後の事業方針について議論した。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>既に買収済みの土地約 1.3ha について造成・植栽を実施した。緩衝緑地第 1 期事業の完遂を目指し、緑地整備箇所の対象物件所有者に対し粘り強く移転の交渉を行ったものの、0.4ha 買収することができなかったことから、緩衝緑地 1 期事業認可期間内の事業の達成状況は約 97% (対象面積: 12.9ha、実施済: 12.5ha) であり、概ね着実な実施状況である。</li> </ul>  |
| 人事に関する計画                    | 7(1) | <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 23 年度においては、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成 24 年法律第 2 号)」を踏まえ、平成 24 年 4 月から役員報酬及び職員給与を国と同様に引き下げのための改定を行っている。</li> <li>また、平成 23 年 6 月末において、平成 22 年度における取組状況をホームページに公表した。</li> <li>当機構の対国家公務員指数の平成 23 年度実績は 109.9 で、前年度実績(106.6)を上回った。これは、大阪国際空港事業本部の廃止に向けた組織の縮小に伴い、対象者数が前年度の 37 人から 20 人へと大幅に減少する中、次のような要因により上回ったものである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶減少した職員の殆どが地方公共団体からの出向者であったため、結果として地域手当の異動保障を受けている国からの出向者の割合が増加(21.6%→40.0%)した。</li> <li>▶高い年齢層(56 歳～59 歳)における管理職手当の受給者の割合が増加(5/7 人→3/3 人)したことにより指数が上昇(111.7→121.5)した。</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>当機構の対国家公務員指数の平成 23 年度実績は 109.9 で、前年度実績(106.6)を上回っているが、これは、24 年 7 月の大阪国際空港事業本部の廃止に向けた組織の縮小に伴って対象者数が前年度の 37 人から 20 人へと大幅に減っており、個々の給与額が全体の指数に与える影響が大きくなっている中で、特定の年齢階層に管理職の職員が集中したことや、地域手当の異動保障を受けている出向者の割合が増加したことなどの特殊要因によるものである。</li> <li>対象者 20 人の中で、56 歳～59 歳の年齢階層において、対象者 3 名のうち 2 名が部長級、1 名が課長級の職員であることから、指数が 121.5 となっており、全体の指数が大きく上がった要因となっている。</li> <li>なお、56 歳以上の職員を除いた 17 名の職員で計算したラスパイレス指数は、106.8 とほぼ前年度並みの指数となっている。</li> </ul> |

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 人材の活用については、貴委員会の評価結果をみると、「年齢バランスの改善に努めた結果、前年度比では若干の改善となったものの、平成 19 年度と比較すると改善することができなかった。」として、年度計画の指標との比較及び中期計画の指標との比較を並列して記載していることから、どちらの指標をもって「A」評定(着実な実施状況にあると認められる)としているのかが分かりにくくなっている。  
今後の評価に当たっては、国民に対して分かりやすい評価を行う観点から、評定の理由等を明らかにした上で評価を行うべきである。

|        |   |
|--------|---|
| 法人名    | 独立行政法人海上災害防止センター（平成15年10月1日設立）＜非特定＞<br>（理事長：富賀見 栄一）   |
| 目的     | 海上災害の発生及び拡大の防止（以下「海上防災」という。）のための措置を実施する業務を行うとともに、海上防災のための措置に必要な船舶、機械器具及び資材の保有、海上防災のための措置に関する訓練等の業務並びに海上災害の防止に関する国際協力の推進に資する業務を行うことにより、人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的とする。   |
| 主要業務   | 1 海上保安庁長官の指示による排出特定油の防除のための措置の実施、当該措置に要した費用の徴収。2 船舶所有者その他の者の委託による、排出された油の広がり及び引き続き油の排出の防止並びに排出された油の除去、消防船による消火及び延焼の防止その他海上防災のための措置の実施。3 海上防災のための措置に必要な油回収船、油を回収するための機械器具、オイルフェンスその他の船舶、機械器具及び資材の保有、これらの船舶所有者その他の者の利用への供与。4 海上防災のための措置に関する訓練。5 海上防災のための措置に必要な機械器具及び資材並びに海上防災のための措置に関する技術についての調査及び研究、その成果の普及。6 海上防災のための措置に関する情報の収集、整理及び提供。7 船舶所有者その他の者の委託による、海上防災のための措置に関する指導及び助言。8 海外における海上防災のための措置に関する指導及び助言、海外からの研修員に対する海上防災のための措置に関する訓練の実施その他海上災害の防止に関する国際協力の推進に資する業務。9 1から8の業務に附帯する業務。 |
| 委員会名   | 国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：家田 仁）  |
| 分科会名   | 海上災害防止センター分科会（分科会長：宮下 國生）   |
| ホームページ | 法人： <a href="http://www.mdpc.or.jp/">http://www.mdpc.or.jp/</a><br>評価結果： <a href="http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000027.html">http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000027.html</a>  |
| 中期目標期間 | 5年間（平成23年4月1日～平成28年3月31日）   |

1. 府省評価委員会による評価結果

| 評価項目                        | H19年度        | 第1期中期目標期間  | H20年度        | H21年度      | H22年度              | 第2期中期目標期間  | H23年度      | 備考  |
|-----------------------------|--------------|------------|--------------|------------|--------------------|------------|------------|---|
| <総合評価>                      | 順調           | A          | 順調           | A          | A                  | A          | A          | 1. 総合評価は、19年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。<br>2. 項目別評価は、19年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。<br>3. 中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。<br>4. 項目3の( )内は、中期目標期間の評価に係る項目。<br>5. なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 |
| <項目別評価>                     |              |            |              |            |                    |            |            |   |
| 1.業務運営の効率化                  |              |            |              |            |                    |            |            |   |
| (1)組織運営の効率化                 | —            | A          | 3点           | —          | —                  | A          | A          |   |
| (2)業務運営の効率化                 | 4点×3         | S×3<br>A×1 | 4点×2<br>3点×3 | S×1<br>A×4 | A×5                | S×2<br>A×3 | A×5        |   |
| (3)関係機関等との連携強化              | 3点           | A          | 3点×2         | A×2        | A×2                | A          | A×2        |   |
| (4)防災措置業務の効率的・効果的実施の検討      | 4点           | S          |              |            |                    |            |            |   |
| 2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 |              |            |              |            |                    |            |            |   |
| (1)海上防災措置実施事業               | 3点×2         | A×3        | 4点×3         | S×1<br>A×4 | SS×1<br>S×1<br>A×3 | S×2        | S×2<br>A×3 |   |
| (2)機材事業                     | 3点×2         | A          | 3点×2         | A×2        | A×2                | A          | A×2        |   |
| (3)海上防災訓練事業                 | 4点×1<br>3点×1 | A×2        | 4点×1<br>3点×1 | S×1<br>A×1 | A×2                | S×1<br>A×1 | A×1        |   |
| (4)調査研究等事業                  | 3点           | A×2        | 3点×2         | A×2        | A×2                | A×2        | A×2        |   |
| (5)国際協力推進事業                 | 3点×2         | A×2        | 3点×2         | A×2        | A×2                | A×2        | A×1        |   |
| 3.予算、収支計画及び資金計画（財務内容の改善）    |              | A          |              |            |                    | A          |            |   |
| (1)自己収入の確保                  | 3点           |            | 3点           | A          | A                  |            | A          |   |
| (2)予算                       |              |            |              |            |                    |            |            |   |
| (3)収支計画                     |              |            |              |            |                    |            |            |   |
| (4)資金計画                     |              |            |              |            |                    |            |            |   |
| 4.短期借入金の限度額                 | —            |            | —            | —          | —                  |            | —          |   |
| 5.重要な財産の譲渡等の計画              | —            |            | —            | —          | —                  |            | —          |   |
| 6.剰余金の使途                    | —            |            | —            | —          | —                  |            | —          |   |
| 7.その他業務運営に関する事項             |              |            |              |            |                    |            |            |   |
| (1)施設整備に関する計画               | 3点           | A          | 3点×2         | A×2        | A×2                | A          | A          |   |
| (2)人事に関する計画                 | 3点×2         | A          | 3点×2         | A×2        | A×2                | A          | A×2        |   |
| (3)保有資産の見直し                 |              |            |              |            |                    |            | A          |   |
| (4)内部統制の充実・強化               |              |            |              |            |                    |            | A          |   |
| (5)積立金の使途                   |              |            | —            | —          | —                  | —          | —          |   |

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果（H24.9.19）（主なものの要約）

(1)総合評価

（評定理由）

• 最頻値の評定であるため。

（課題・改善点、業務運営に対する意見等）

• 給与水準（ラスパイレズ指数113.8）に係る、23年度の取り組みとしては、国からの出向者に代えて若手職員を採用することにより、給与水準の引き下げを行ったことがあげられる。しかし、平成22年度において業務執行上必要とされる職員を中途採用したことの影響が大きく、22年度に比べー0.9ポイントに留まった。今後も、業務の特殊性を考慮のうえ、給与水準に係る主務大臣の検証結果を踏まえた措置を講ずるとともに、引き続き、業務実績及び情報公開等を通じて社会的な理解が得られるよう取り組むこと。

• 監事及び外部有識者等によって構成する「契約監視委員会」を平成21年12月21日に設置し、競争性の無い随意契約及び一者応

札・応募となった契約について点検、見直しを行っているところ、平成23年度に係る契約については特段の指摘はなかったとのことである。今後も、競争性の無い随意契約及び一者応札・応募となった契約の点検・見直しを進め、一層の競争性及び透明性の確保に努めること。

(2) 項目別評価

| 評価項目  | (1との<br>関連) | 独立行政法人の業務実績  | 府省評価委員会による評価結果等  |
|---|-------------|--|--|
| 海上防災措置業務<br>(海上防災措置業務<br>の適時・適確な実施)         | 2(1)        | <ul style="list-style-type: none"> <li>原因者からの委託に基づき、2件の事案に出動し、排出油等防除措置を適時・適確に実施した。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災の発生に伴い生じた事案(2件)への対応により、安全な船舶交通や燃料油等の供給などライフラインが確保され、被災地域の経済活動・日常生活の維持に大きく貢献した。これは、センターが長年培った油防除に関する技術・能力を遺憾なく発揮した成果であり、この活動は優れた実績として評価できる。</li> </ul>           |
| 海上防災措置業務<br>(HNS防除体制の充実強化(契約防災措置実施者に対する訓練)) | 2(1)        | <ul style="list-style-type: none"> <li>沿岸部の石油・石化企業等に対し、HNS資機材及び要員の配備による即応体制の確保、地区緊急時計画の作成支援、防災関連情報の提供等を行う海上災害セーフティサービス(MDSS)を行った。<br/>平成23年度は新たに24事業所とMDSS契約を締結し、石油コンビナート地区における事故対応体制の強化を図っている。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>海上災害セーフティサービス(MDSS)は、沿岸部の石油・石化企業の防災意識及び防災体制を向上させるものとして、優れた事業であり、平成23年度においても、参加企業が増加している。これは、サービスの内容について企業側から高く評価を受けていることの現れであり、センターの本取り組みは優れたものとして高く評価できる。</li> </ul> |

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

・ 該当なし

|        |  |
|--------|--|
| 法人名    | 独立行政法人都市再生機構(平成16年7月1日設立)〈非特定〉<br>(理事長:小川 忠男)  |
| 目的     | 機能的な都市活動及び豊かな都市生活を営む基盤の整備が社会経済情勢の変化に対応して十分に行われていない大都市及び地域社会の中心となる都市において、市街地の整備改善及び賃貸住宅の供給の支援に関する業務を行うことにより、社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じてこれらの都市の再生を図るとともに、都市基盤整備公団から承継した賃貸住宅等の管理等に関する業務を行うことにより、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保を図り、もって都市の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。   |
| 主要業務   | 1 既に市街地を形成している区域における市街地の整備改善を図るための建築物の敷地の整備又は宅地の造成並びに整備した敷地又は造成した宅地の管理及び譲渡。2 既に市街地を形成している区域における良好な居住性能及び居住環境を有する利便性の高い中高層の賃貸住宅その他の国の施策上特にその供給を支援すべき賃貸住宅の敷地の整備、管理及び譲渡。3 既に市街地を形成している区域における市街地再開発事業、防災街区整備事業、土地区画整理事業、住宅街区整備事業及び流通業務団地造成事業。4 既に市街地を形成している区域における市街地再開発事業等に参加組合員としての参加。5 特定建築者に特定施設建築物の建設を行わせる市街地再開発事業に、他に特定建築者となろうとする者がいない場合における特定建築者としての特定施設建築物の建設並びにそれらの管理、増改築及び譲渡。6 既に市街地を形成している区域における市街地の整備改善に必要な調査、調整及び技術の提供。7 既に市街地を形成している区域における第一号から第三号までの業務の実施と併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備、管理及び譲渡。8 整備敷地等について、公募の方法により譲渡し、又は賃貸しようとしたにもかかわらず、条件を備えた応募者がいなかった場合における住宅又は施設の建設、並びにそれらの管理、増改築及び譲渡。9 地方公共団体からの委託に基づく都市公園の建設、設計及び工事の監督管理。10 機構が都市公団から承継、並びに機構が建設し、及び整備した賃貸住宅、公共の用に供する施設及び事務所、店舗等の用に供する施設の管理、増改築及び譲渡。11 賃貸住宅の建替え並びにこれにより新たに建設した賃貸住宅の管理、増改築及び譲渡。12 賃貸住宅の居住者の利便に供する施設の整備、管理及び譲渡。13 災害の発生により緊急に賃貸住宅を建設する必要がある場合における国土交通大臣の求め又は地方公共団体の要請に基づく当該賃貸住宅の建設並びにその管理、増改築及び譲渡。14 被災市街地復興特別措置法第二十二条第一項に規定する業務の実施。15 密集市街地整備法第三十条に規定する業務の実施。16 東日本大震災復興特別区域法第七十四条に規定する業務の実施。17 福島復興再生特別措置法第二十三条に規定する業務の実施。 |
| 委員会名   | 国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)   |
| 分科会名   | 都市再生機構分科会(分科会長:長沢 美智子)   |
| ホームページ | 法人: <a href="http://www.ur-net.go.jp/">http://www.ur-net.go.jp/</a><br>評価結果: <a href="http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000027.html">http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000027.html</a>   |
| 中期目標期間 | 5年間(平成21年4月1日～平成26年3月31日)  |

1. 府省評価委員会による評価結果

| 評価項目   | H19年度        | H20年度        | 第1期中期目標期間  | H21年度             | H22年度      | H23年度      | 備考   |
|--|--------------|--------------|------------|-------------------|------------|------------|--|
| <総合評価>   | 順調           | 順調           | A          | A                 | A          | A          | 1. 総合評価は、19年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。<br>2. 項目別評価は、19年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。<br>3. 第1期中期目標期間の評価は、SS、S、A、B、Cの5段階評価。<br>4. 項目の( )内は、中期目標期間の評価に係る項目。<br>5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 |
| <項目別評価>  |              |              |            |                   |            |            |  |
| I 業務運営の効率化                                     |              |              |            |                   |            |            |  |
| 1 組織運営の効率化                                     | 3点           | 3点           | A          |                   |            |            |  |
| 2 事業リスクの管理                                     | 3点           | 4点           | S          |                   |            |            |  |
| 3 事業評価の実施                                      | 4点           | 3点           | S          |                   |            |            |  |
| 4 一般管理・事業費の削減                                  | 4点           | 4点           | A          |                   |            |            |  |
| 5 総合的なコストの削減                                   | 4点           | 3点           | A          |                   |            |            |  |
| 6 入札及び契約の適正化の推進                                | 3点           | 3点           | A          |                   |            |            |  |
| 7 積極的な情報公開                                     | 3点           | 3点           | A          |                   |            |            |  |
| 8 業務・システム最適化の実現                                | 3点           | 3点           | A          |                   |            |            |  |
| I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上                    |              |              |            |                   |            |            |  |
| 1 公の政策目的に資する都市再生の推進                            |              |              |            | A×4               | A×4        | A×4        |  |
| 2 住宅セーフティネットとしての役割への重点化・個別団地毎の特性に応じたストックの再生・活用 |              |              |            | S×2<br>A×1<br>B×1 | S×1<br>A×3 | S×1<br>A×3 |  |
| 3 新規に事業実施しないこととされた業務                           |              |              |            | A×2               | A×1<br>B×1 | A×1<br>B×1 |  |
| 4 東日本大震災からの復興に係る業務の実施                          |              |              |            |                   |            | S          |  |
| 5 業務遂行に当たっての取組                                 |              |              |            | A×3               | S×1<br>A×2 | S×1<br>A×2 |  |
| II 国民に提供するサービスその他の業務の質の向上                      |              |              |            |                   |            |            |  |
| 1 都市機能の高度化及び都市の再生                              | 4点×1<br>3点×5 | 4点×2<br>3点×4 | S×2<br>A×4 |                   |            |            |  |
| 2 良好な居住環境を備えた賃貸住宅等の確保等                         | 4点×1<br>3点×3 | 3点×4         | A×2        |                   |            |            |  |
| 3 新規に事業着手しないこととされた事業等                          | 4点×2<br>3点×1 | 4点×1<br>3点×2 | S×2<br>A×2 |                   |            |            |  |

|                                |      |      |            |   |   |   |
|--------------------------------|------|------|------------|---|---|---|
| 4 事業遂行に当たっての取組                 | 3点×3 | 3点×3 | A×3        |   |   |   |
| II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 |      |      |            |   |   |   |
| 1 業務運営の効率化                     |      |      |            | A | A | A |
| 2 適切な事業リスクの管理等                 |      |      |            | A | A | A |
| 3 一般管理費・事業費の効率化                |      |      |            | S | S | S |
| 4 総合的なコスト構造の改善                 |      |      |            |   |   |   |
| 5 入札及び契約の適正化の推進                |      |      |            | A | A | S |
| 6 業務・システム最適化の実現                |      |      |            | - | - |   |
| (財務内容の改善に関する事項)                |      |      | S          |   |   |   |
| III 予算、収支計画及び資金計画              |      |      |            | A | A | A |
| IV 短期借入金の限度額                   | 4点   | 3点   |            | - | - | - |
| V 重要財産の譲渡、担保に供しようとするときの計画      | -    | -    |            | - | - | - |
| VI 剰余金の使途                      | -    | -    |            | - | - | - |
| (その他業務運営に関する重要な事項)             |      |      | A×1<br>B×1 |   |   |   |
| VII その他業務運営に関する事項              |      |      |            |   |   |   |
| 1 施設、設備に関する計画                  | -    | -    |            | - | - | - |
| 2 人事に関する計画                     | 3点   | 3点   |            | A | A | B |
| 3 子会社・関連会社等の整理合理化              | 2点   | 2点   |            |   |   |   |
| 3 関係法人に係る取組                    |      |      |            | A | A | A |
| 4 中期目標期間を超える負債負担               | -    | -    |            | - | - | - |
| 5 都市再生機構法第33条第2項に規定する積立金の使途    |      |      |            | - | - | - |

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.9.19)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 評点の分布状況からして、ほとんどの項目において、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められるため。

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)

- 業務運営については、以下の事項等に留意した取組みが必要である。
  - 都市再生業務については、今後一層進展する少子・高齢社会に対応するため、鉄道駅周辺を中心としたコンパクトな街が求められると考えられ、高齢者や共働き世帯にとって暮らしやすく、我が国の活力を高めるようなまちづくりに向けた取組みを行うことを期待したい。
  - 賃貸住宅業務は、機構の住宅セーフティネットとしての役割は高まるものと考えられ、高齢者、子育て支援のための地域福祉拠点としての住宅団地の再生については、コストとのバランスをとりつつ我が国のモデルとなるような取組を推進すべきである。
  - 東日本大震災からの復興に関しては、被災地において数多くの関係住民の意見調整等、準備段階での取組みに時間を要することは理解できるが、復興に向けた国民全体の期待感に応え、我が国全体に活力を生み出していくためにも、機構のノウハウとマンパワーを生かした一層の復興事業の推進支援が必要である。
- 今後の事業展開に関しては、以下の事項に配慮した取組にも期待したい。
  - コスト削減だけで収益を上げる構造では、いずれ事業本体に影響を及ぼしかねず、都市再生業務及び賃貸住宅業務の連携等によるハード整備と生活支援等のソフトサービスを合わせた対応等の新しい発想による積極的な展開も必要である。
  - 環境への配慮に関連して、エネルギーを都市単位で管理し、高度に有効活用する「スマートシティ」について国内外を問わず構想の立案が進んでいるが、民間企業や地元行政では、まちづくりとして総合調整を行いながらこれを実現していくことは難しいため、機構には、こういった面からの環境に配慮したまちづくりの取組に期待したい。

(2) 項目別評価

| 評価項目                   | (1との関連) | 独立行政法人の業務実績   | 府省評価委員会による評価結果等  |
|------------------------|---------|---|--|
| 個別団地毎の特性に応じたストックの再生・活用 | I 2     | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 少子高齢化や多様なニーズに対応するため、リニューアルによる改良を 3,262 戸実施するなど、賃貸ストック全体でバリアフリー化を図った住宅の割合は約 43%(平成 22 年度末)から約 44%に拡充した。さらに賃貸住宅ストック全体で、5棟の区分所有建物の耐震診断(機構単独所有の建物は既に完了)と診断済みの 144 棟の耐震化を進めるとともに、約 42,000 戸の外壁修繕などの計画修繕を適時・適切に実施したことにより、安全・安心が確保された良質な賃貸住宅ストックとしての有効活用が図られたと評価できる。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 高齢者支援施設の誘致としては、既存の空き施設において 23 年度末で 220 件と積極的な取組みが認められるが、既存の空き施設を利用した「民間活用による高齢者向けサービス提供」は 2 団地における実施であり、更なる推進が期待される。</li> </ul> |
| 東日本大震災からの復興に係る業務の実     | I 4     | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 東日本大震災の発生後、機構は直ちに理事長を本部長とする「総合災害対策本部」</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 東日本大震災からの復興は、単に東北地方の問題ではなく、日本全体に関わることとして</li> </ul>   |

|          |      |   |  |
|----------|------|---|--|
| 施        |      | <p>を設置し、国及び被災高校団体からの要請に基づき、全力を挙げて被災地における災害復旧・復興支援等の対策に取り組むこととした。震災支援に関する取組を総合して、機構の人的・物的資源等を活かして様々な対応がとられており、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に向けて優れた実施状況にあると認められる。</p>         | <p>取り組むべき問題で、今まで培われた技術力やノウハウなどを活かすべき。復興まちづくり支援は覚書・協定の締結数や派遣職員数もさることながら、発災後の早い時期から、市町村の支援を行い、技術的ノウハウに乏しい市町村にあつて復興計画の策定に文字通り日夜を通じて支援した事実を記録しておくべきである。</p>  |
| 人事に関する計画 | VII2 | <ul style="list-style-type: none"> <li>「独立行政法人の役職員の給与等の水準(平成 23 年度)」の対国家公務員指数(事務・技術職員)については、年齢・地域・学歴を勘案した実質的な指数は113.6 となっている(年齢のみを勘案した同指数は119.7)。<br/>など</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>総人件費の削減が進む中で、ラスパイレース指数については、国家公務員の水準と差が開いてしまっており、平成 23 年度の検討結果を踏まえ、今後講ずる措置に加えて、国家公務員の給与改定に準じた引き下げ措置についても確実に実施し、さらに役職員の給与体系の在り方について、国民の理解と納得が得られるよう更なる改善に抜本的に取り組む必要がある。</li> </ul> |

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

・ 該当なし



|        |  |
|--------|--|
| 法人名    | 独立行政法人奄美群島振興開発基金(平成16年10月1日設立)〈非特定〉<br>(理事長:澤田 正晴)   |
| 目的     | 奄美群島振興開発計画に基づく事業に伴い必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的とする。   |
| 主要業務   | 1 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う者又は奄美群島に住所若しくは居所を有する者が金融機関に対して負担する債務の保証。2 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者(次号に規定する事業者を除く。)で銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするものに対する小口の事業資金の貸付。3 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う事業者に対する事業資金の貸付。4 前三号の業務に附帯する業務。                                  |
| 委員会名   | 国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)   |
| 分科会名   | 奄美群島振興開発基金分科会(分科会長:堀田 一吉)  |
| ホームページ | 法人: <a href="http://www.amami.go.jp/">http://www.amami.go.jp/</a><br>評価結果: <a href="http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000027.html">http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000027.html</a> |
| 中期目標期間 | 5年間(平成21年4月1日～平成26年3月31日)  |

1. 府省評価委員会による評価結果

| 評価項目                        | H19年度                | H20年度                | 第1期中期目標期間  | H21年度      | H22年度      | H23年度      | 備考   |
|-----------------------------|----------------------|----------------------|------------|------------|------------|------------|--|
| <総合評価>                      | 概ね順調                 | 概ね順調                 | A          | A          | A          | A          | 1. 総合評価は、19年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。<br>2. 項目別評価は、19年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。<br>3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。<br>4. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 |
| <項目別評価>                     |                      |                      |            |            |            |            |  |
| 1.業務運営の効率化                  |                      |                      |            |            |            |            |  |
| (1)業務運営体制の効率化               | 3点                   | 3点                   | A          | A          | A          | A          |  |
| (2)一般管理費の削減                 | 4点                   | 4点                   | S          | S          | S          | S          |  |
| 2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 |                      |                      |            |            |            |            |  |
| (1)保証業務                     | 3点×2                 | 4点×1<br>3点×1         | A×2        | S×1<br>A×1 | S×1<br>A×1 | S×1<br>A×1 |  |
| (2)融資業務                     | 4点×1<br>3点×1         | 4点×1<br>3点×1         | S×1<br>A×1 | S×1<br>A×1 | S×1<br>A×1 | S×1<br>A×1 |  |
| (3)保証業務、融資業務共通事項            | 3点×2                 | 3点×2                 | A×2        | A×2        | A×2        | A×2        |  |
| 3.予算、収支計画及び資金計画             |                      |                      |            |            |            |            |  |
| (1)財務内容の改善                  | 3点×1<br>2点×1<br>1点×1 | 3点×1<br>2点×1<br>1点×1 | C          | A×1<br>B×2 | A×1<br>B×2 | A×1<br>B×2 |  |
| (2)予算                       |                      |                      |            |            |            |            |  |
| (3)収支計画                     | 3点                   | 1点                   |            | B          | B          | C          |  |
| (4)資金計画                     |                      |                      |            |            |            |            |  |
| 4.短期借入金の限度額                 | 3点                   | 3点                   |            | A          | A          | A          |  |
| 5.重要財産の処分計画                 | -                    | -                    |            | -          | -          | -          |  |
| 6.剰余金の使途                    | -                    | -                    |            | -          | -          | -          |  |
| 7.施設・設備に関する計画               | -                    | -                    |            | -          | -          | -          |  |
| 8.人事に関する計画                  | 3点                   | 3点                   | A          | A          | A          | A          |  |
| 9.その他業務運営に関する重要事項           | 3点                   | 3点                   | A          |            |            |            |  |

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.9.19)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評定理由)

- 奄美基金は、唯一奄美に存在する政策金融機関として、その制度趣旨に合致した業務運営が引き続き行われていると認められる。
- また、一般管理費の削減や債権管理体制の強化及び評価・点検チームによる業務見直し等による業務運営の効率化並びに事務処理の迅速化等によるサービスの向上等に向けた取り組みを実施していることは高く評価される。
- 一方で、リスク管理債権の質の維持・向上及び累積欠損金の低減・解消については、財務の健全化に向けた取り組みを更に進め、一層の改善を図る必要がある。
- 以上、総合勘案するに、年度計画については順調に達成していると認め、上記評定とするに至ったものである。
- なお、現下の経済状況は引き続き厳しい状況ではあるものの、今後とも、奄美群島における奄美基金の果たすべき役割を再認識し、利用者ニーズの更なる発掘に努める等、引き続き奄美群島内の均衡ある自立的発展に向けた取り組みを行っていく必要がある。

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)

- 保証・融資両業務の事務処理の迅速化については、標準処理期間内での処理が9割を超え、計画を大幅に上回っていることは認められるが、評価指標自体が現状において適正な指標といえるのか検証すべきである。
- 保証・融資実績はここ数年増加傾向にあり、平成23年度も前年度に比し増加している。保証及び融資残高は、昨今の経済状況の影響を受けて共に減少傾向にあったが、保証残高については増加に転じている。奄美基金は唯一奄美群島内に存在する政策金融機関として引き続き郡島民のニーズを的確に把握しながら適切な業務運営を行っていく必要がある。
- 奄美基金は、多額の累積欠損金を抱えており、財務の健全化に向け、より一層の啓発・宣伝活動を行いながら、他の民間金融機関等との協調体制の強化及び融資先への経営アドバイス等を含めたコンサルタント的役割の充実など業務収入の向上、債権の質の



維持・向上による貸倒関連費用の低減等の対応を行っていく必要がある。

(2) 項目別評価

| 評価項目               | (1との<br>関連)          | 独立行政法人の業務実績  | 府省評価委員会による評価結果等  |
|--------------------|----------------------|--|--|
| 一般管理費の削減           | 1(2)                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。)については、年度計画(対20年度計画比で9%以上削減)を上回り24.5%の削減。なお、人件費(退職手当等を除く。)については、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直し等により、年度計画(対17年度比で6%以上に相当する額を削減)を大幅に上回り14.6%の削減。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>一般管理費の削減や債権管理体制の強化及び評価・点検チームによる業務見直し等による業務運営の効率化並びに事務処理の迅速化等によるサービスの向上等に向けた取り組みを実施していることは高く評価される。</li> </ul>  |
| 保証業務               | 2(1)                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>スムーズな処理が行われるよう、関係機関に対して、受付前の事前協議を徹底するよう周知徹底を図った。</li> <li>職員の審査能力の向上を図るため、通信講座の受講及び外部機関の研修を行った。</li> <li>群島内事業者の業況及び大口の利用者を中心に関係金融機関との情報交換を随時行った。(51回)</li> <li>中小企業信用情報データベースシステムを活用し、申込事業者の財務諸表の分析を客観的、かつ、迅速に行った。また、システムの一層の活用を図るため、データベースの運用を行っているCRD協会の担当者による財務諸表データ活用についての研修を行った。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>標準処理期間内に処理を行った割合は、94.1%となっている。引き続き、スムーズな処理が行われるよう、関係機関に対して、受付前の事前協議を徹底するよう周知徹底を図っている。</li> <li>中小企業信用情報データベースシステムを活用し、申込事業者の財務諸表の分析を客観的、かつ、迅速に行っている。</li> </ul>   |
| 融資業務               | 2(2)                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>スムーズな処理が行われるよう、関係機関に対して、受付前の事前協議を徹底するよう周知徹底を図った。</li> <li>職員の審査能力の向上を図るため、通信講座の受講及び外部機関の研修を行った。</li> <li>群島内事業者の業況及び大口の利用者を中心に関係金融機関との情報交換を随時行った。(51回)</li> <li>中小企業信用情報データベースシステムを活用し、申込事業者の財務諸表の分析を客観的、かつ、迅速に行った。また、システムの一層の活用を図るため、データベースの運用を行っているCRD協会の担当者との情報交換を行った。</li> </ul>              | <ul style="list-style-type: none"> <li>標準処理期間内に処理を行った割合は、98.2%となっている。引き続きスムーズな処理が行われるよう、関係機関に対して、受付前の事前協議を徹底するよう周知徹底を図っている。</li> <li>中小企業信用情報データベースシステムを活用し、申込事業者の財務諸表の分析を客観的、かつ、迅速に行っている。</li> </ul>  |
| 予算<br>収支計画<br>資金計画 | 3(2)<br>3(3)<br>3(4) | <ul style="list-style-type: none"> <li>予算及び収支計画については、純利益が引当金繰入の増加等により予算どおり達成できず損失となっている。(純利益 予算28,360千円、決算△565,618千円)</li> <li>資金計画の実績は適正に執行している。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>リスク管理債権額の削減、一般管理費の削減等による財務の健全化に努めてはいるものの、保証・融資両業務とも引当金繰入による費用が増加したため、昨年度より損失額が増加しており、計画未達成の状況となっている。</li> <li>引当金の積増し自体は、資金収支を悪化させるものではなく、担保評価の厳格化に伴う一過性の措置であって、むしろ、赤字要因を将来へ持ち越さない、建設的、意欲的な取り組みとの評価もありえる。しかしながら、奄美基金は、多額の累積欠損金を抱えており、財務の健全化に向け、より一層の啓発・宣伝活動を行いながら、他の民間金融機関等との協調体制の強化及び融資先への経営アドバイス等を含めたコンサルタント的役割の充実など業務収入の向上、債権の質の維持・向上による貸倒関連費用の低減等の対応を行っていく必要がある。</li> </ul> |

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

・ 該当なし

|        |  |
|--------|--|
| 法人名    | 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(平成17年10月1日設立)〈非特定〉<br>(理事長:勢山 廣直)  |
| 目的     | 高速道路に係る道路資産の保有並びに東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)(以下「会社」と総称する。)に対する貸付け、承継債務その他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的とする。  |
| 主要業務   | 1 高速道路に係る道路資産の保有及び会社への貸付け。2 承継債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含む。)。3 協定に基づく会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含む。)。4 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け。5 国から交付された補助金を財源とした、会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け。6 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け。7 会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成。8 会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務。9 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務。10 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理。11 10の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務。 |
| 委員会名   | 国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)   |
| 分科会名   | 日本高速道路保有・債務返済機構分科会(分科会長:梶川 融)  |
| ホームページ | 法人: <a href="http://www.jehdra.go.jp/">http://www.jehdra.go.jp/</a><br>評価結果: <a href="http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000027.html">http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000027.html</a>   |
| 中期目標期間 | 3年(平成22年4月1日～平成25年3月31日)   |

1. 府省評価委員会による評価結果

| 評価項目                                       | H19年度        | H20年度        | H21年度      | 第1期中期目標期間  | H22年度      | H23年度      | 備考   |
|--|--------------|--------------|------------|------------|------------|------------|--|
| <総合評価>                                     | 順調           | 順調           | A          | A          | A          | A          | 1. 総合評価は、19年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。<br>2. 項目別評価は、19年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。<br>3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。<br>4. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 |
| <項目別評価>                                    |              |              |            |            |            |            |  |
| I 業務運営の効率化                                 |              |              |            |            |            |            |  |
| 1 組織運営の効率化                                 | 4点           | 3点           | A          | A          | A          | A          |  |
| 2 業務リスクの管理                                 | 4点×1<br>3点×1 | 4点×1<br>3点×1 | S×2<br>A×1 | S×2        | S×2<br>A×1 | S×1<br>A×2 |  |
| 3 業務コストの縮減                                 | 3点           | 3点           | S          | S          | S          | S          |  |
| 4 入札及び契約の適正化の推進                            | —            | —            | —          | —          | A          | S          |  |
| 5 積極的な情報公開                                 | 4点×1<br>3点×6 | 4点×3<br>3点×4 | S×1<br>A×6 | S          | S×1<br>A×7 | S×1<br>A×7 |  |
| 6 業務評価の実施                                  | 3点           | 3点           | A          | A          | A          | A          |  |
| II 国民に提供するサービスその他の業務の質の向上                  |              |              |            |            |            |            |  |
| 1 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け                       | 3点×2         | 3点×2         | A×2        | A×2        | A×2        | A×2        |  |
| 2 承継債務及び会社からの引受け債務の早期の確実な返済                | 3点×3         | 3点×3         | A×3        | A×3        | A×3        | A×3        |  |
| 3 会社が負担した債務の引受け                            | 3点×2         | 3点×3         | A×3        | A×4        | A×3        | A×3        |  |
| 4 会社に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築等のための無利子貸付け    | 3点           | 3点           | A          | A          | A          | A          |  |
| 5 会社に対する災害復旧のための無利子貸付け                     | 3点           | 3点           | —          | A          | —          | A          |  |
| 6 高速道路の新設、改築等に要する費用の縮減を助長するための仕組み          | 4点           | 4点           | S          | S          | S          | S          |  |
| 7 道路整備特別措置法に基づく道路管理者の権限の代行等                | 3点           | 3点           | A          | A          | S          | S          |  |
| 8 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務 | —            | —            | —          | —          | —          | —          |  |
| 9 本州四国連絡鉄道施設に係る業務                          | 3点           | 3点           | A          | A          | A          | A          |  |
| 10 業務遂行に当たっての取組                            | 3点×5         | 4点×2<br>3点×3 | S×1<br>A×4 | S×2<br>A×4 | S×2<br>A×3 | S×2<br>A×3 |  |

|                           |      |              |            |            |            |            |
|---------------------------|------|--------------|------------|------------|------------|------------|
| Ⅲ 予算、収支計画及び資金計画           |      |              |            |            |            |            |
| 1 財務体質の強化                 | 3点×2 | 3点×2         | S×1<br>A×1 | A          | S×1<br>A×1 | S×1<br>A×1 |
| 2 予算                      |      |              |            |            |            |            |
| 3 収支計画                    | 3点   | 3点           | A          | —          | A          | A          |
| 4 資金計画                    |      |              |            |            |            |            |
| Ⅳ 短期借入金の限度額               | —    | —            | —          | —          |            | —          |
| Ⅴ 重要財産の譲渡、担保に供しようとするときの計画 | —    | —            | —          | —          |            | —          |
| Ⅵ 剰余金の使途                  | —    | —            | —          | —          |            | —          |
| Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項   |      |              |            |            |            |            |
| 1 施設、設備に関する計画             |      |              |            |            |            |            |
| 2 人事に関する計画                | 3点×4 | 4点×1<br>3点×3 | S×1<br>A×3 | S×1<br>A×3 | A×3        | A×3        |
| 3 機構法第21条第3項に規定する積立金の使途   | —    | —            | —          | —          | A          | A          |

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.9.19)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(評定理由)

- ・ 評点の分布状況からして、ほとんどの項目において、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められるため。

(法人の業務の実績)

- ・ 今後の金利上昇リスクを軽減し、債務返済の確実性を高める観点から、長期債(10年)・超長期債(20~30年)の発行を行ったほか、資金調達が多様化の観点から、初めて4年債の発行や6か月の民間借入れを行うなど、総額2兆5,636億円の資金を調達。
- ・ 契約については、更なる競争性の向上を図るため、これまで随意契約としてきたインターネット接続契約について、仕様を全体的に改めるとともに、複数年契約による発注規模の拡大を図り、随意契約から一般競争入札に移行。また、一般競争入札の中で一者応札となっていた契約について、競争参加資格要件の緩和、事前公告及び郵送入札の実施に加えて、複数年契約等による発注規模の拡大を図ることにより、随意契約等見直し計画において契約方式を見直すこととした14件の一者応札が3件にまで大幅に減少。
- ・ ホームページについては、道路利用者及び一般の方に分かりやすいものとなるよう改善したほか、東北地方の高速道路無料開放及び首都高速、阪神高速の新料金制について、速やかにリンクを掲載し情報提供。
- ・ 地権者や関係機関等との協議や供用までの時間短縮による費用縮減に関する経営努力の算出方法について、認定に係る運用指針を改定し、より円滑に助成金を交付する仕組みを構築。
- ・ 機構による道路管理者の権限の代行については、閣議決定を踏まえ、例えば、特殊車両通行許可事務について、複数の道路を通行する場合における他の道路管理者からの協議手続を簡略化するため、地方整備局等と包括的事前協議を行うなど業務の効率化を実施。
- ・ 東日本大震災での経験を踏まえて、東京本部が機能不全となったことを想定した防災訓練を実施するなど防災体制を充実。

(2) 項目別評価

| 評価項目                                       | (1との関連) | 独立行政法人の業務実績   | 府省評価委員会による評価結果等  |
|--|---------|---|--|
| 高速道路に係る道路資産の保有、貸付け                         | Ⅱ1②     | ・ 会社管理の水準、利便性の向上を示す客観的指標(アウトカム指標:本線渋滞損失時間等)について、会社間で対比するとともに目標の達成状況の確認を行い、「維持、修繕その他の管理の報告書」と併せて全社分をまとめてホームページで公表した。 | ・ 計画内容が着実に実行されており、会社間の比較ができるようになったのは進歩であり評価できる。しかしながら、目標設定の考え方や方法が不明であり、会社間ごとに目標が異なっているため、何が評価できるのか必ずしも明確でない。また、指標がカバーしている範囲も少ないように思う。 |
| 高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための仕組み | Ⅱ6      | ・ これまでに経営努力要件適合性を認定したもののうち、助成金交付申請のあった27件について、助成金(約3.2億円)を交付した。   | ・ 関係機関との設計協議や供用までの時間短縮による費用縮減効果という極めて評価の難しい案件について、運用指針を適切に定め、結果としてコスト削減等に大きく寄与した。また、新技術の活用促進や標準化への取組も着実に実施されており評価できる。                  |

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- ・ 該当なし。

|        |  |
|--------|--|
| 法人名    | 独立行政法人住宅金融支援機構（平成19年4月1日設立）＜非特定＞<br>（理事長：宍戸 信哉）  |
| 目的     | 一般の金融機関による住宅の建設等に必要資金の融通を支援するための貸付債権の譲受け等の業務を行うとともに、一般の金融機関による融通を補完するための災害復興建築物の建設等に必要資金の貸付けの業務を行うことにより、住宅の建設等に必要資金の円滑かつ効率的な融通を図り、もって国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。   |
| 主要業務   | 1 住宅の建設、購入に必要な資金の貸付けに係る金融機関の貸付債権の譲受け。2 1の貸付債権で、その貸付債権について信託法第三条第一号に掲げる方法等による信託をし、当該信託の受益権を譲渡すること等を予定した貸付けに係るものうち、住宅融資保険法第三条に規定する保険関係が成立した貸付けに係るものを担保とする債券等に係る債務の保証。3 住宅融資保険法による保険。4 住宅の建設、購入等をしようとする者等に対する必要な資金の調達等に関する情報の提供、相談その他の援助。5 災害復興建築物の建設、購入等に必要資金の貸付け。6 災害予防代替建築物の建設、購入等に必要資金等の貸付け。7 合理的土地利用建築物の建設等に必要資金等の貸付け。8 子どもを育成する家庭、高齢者の家庭に適した良好な居住性能等を有する賃貸住宅等の建設に必要な資金等の貸付け。9 高齢者の家庭に適した良好な居住性能等を有する住宅とすることを主たる目的とする住宅の改良に必要な資金等の貸付け。10 機構が1の業務により譲り受ける貸付債権に係る貸付けを受けた者等とあらかじめ契約を締結することによりその者が死亡した場合に支払われる生命保険の保険金等の当該貸付けに係る債務の弁済への充当。11 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第三十八条又は福島復興再生特別措置法第二十四条の規定による貸付け。12 勤労者財産形成促進法第十条第一項の規定による貸付け。13 中小企業退職金共済法第七十二条第二項の規定による委託に基づく勤労者財産形成促進法第九条第一項に規定する業務の一部。14 1から13の業務に附随する業務。 |
| 委員会名   | 国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：家田 仁）   |
| 分科会名   | 住宅金融支援機構分科会（分科会長：村本 孜）   |
| ホームページ | 法人： <a href="http://www.jhf.go.jp/">http://www.jhf.go.jp/</a><br>評価結果： <a href="http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000027.html">http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000027.html</a>   |
| 中期目標期間 | 5年間(平成19年4月1日～平成24年3月31日)  |

1. 府省評価委員会による評価結果

| 評価項目                       | H19年度                | H20年度                | H21年度      | H22年度      | H23年度      | 第1期中期目標期間  | 備考   |
|----------------------------|----------------------|----------------------|------------|------------|------------|------------|--|
| <総合評価>                     | 概ね順調                 | 順調                   | A          | A          | A          | A          | 1. 総合評価は、19年度から20年度までは、極めて順調、概ね順調、要努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 |
| <項目別評価>                    |                      |                      |            |            |            |            |  |
| I 業務運営の効率化                 |                      |                      |            |            |            |            | 2. 項目別評価は、19年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。     |
| 1 組織運営の効率化                 | 3点                   | 3点                   | A          | A          | S          | A          |  |
| 2 一般管理費等の低減                | 4点×1<br>3点×1         | 4点×1<br>3点×1         | S×1<br>A×1 | S×1<br>A×1 | S×1<br>A×1 | S×1<br>A×1 |  |
| 3 業務・システム最適化               | 3点                   | 4点                   | A          | A          | A          | A          |  |
| 4 入札及び計画の適正化               | 3点                   | 3点                   | A          | A          | A          | A          |  |
| 5 業務の点検                    | 3点                   | 3点                   | A          | C          | A          | B          |  |
| 6 積極的な情報公開                 | 4点                   | 3点                   | A          | A          | A          | A          |  |
| II 国民に提供するサービスその他の業務の質の向上  |                      |                      |            |            |            |            |  |
| 1 証券化支援業務                  | 4点×2<br>3点×5<br>2点×1 | 3点×7<br>2点×1         | S×2<br>A×7 | S×2<br>A×7 | S×2<br>A×7 | S×2<br>A×6 |  |
| 2 住宅融資保険業務                 | 3点×2<br>2点×1         | 4点×1<br>3点×2         | A×3        | S×1<br>A×2 | A×3        | A×3        |  |
| 3 住情報提供業務                  | 4点×1<br>3点×2         | 4点×1<br>3点×2         | A×3        | S×1<br>A×2 | —          | A          |  |
| 4 住宅資金融通業務                 | 3点×3<br>2点×1         | 4点×1<br>3点×2<br>2点×1 | A×2<br>B×2 | A×3<br>B×1 | A×4        | A×4        |  |
| 5 団体信用生命保険等業務              | 2点                   | 3点                   | A          | A          | A          | A          |  |
| III 予算、収支計画及び資金計画(財務内容の改善) |                      |                      |            |            |            |            |  |
| 1 収支改善<br>2 繰越損失金の低減       | 2点                   | 2点                   | A          | B          | S          | A          |  |
| 3 リスク管理の徹底                 | 3点×5                 | 3点×4<br>2点×1         | A×5        | A×5        | A×5        | A×5        |  |
| 4 予算、収支計画及び資金計画            | —                    | —                    | —          | —          | —          | —          |  |
| IV 短期借入金の限度額               | —                    | —                    | —          | —          | —          | —          |  |
| V 重要財産の譲渡、担保に供しようとするときの計画  | 3点                   | 4点                   | A          | A          | A          | —          |  |
| VI 剰余金の使途                  | —                    | —                    | —          | —          | —          | —          |  |
| VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項  |                      |                      |            |            |            |            |  |
| 1 施設、設備に関する計画              | —                    | —                    | —          | —          | —          | —          |  |
| 2 人事に関する計画                 | 4点×1<br>3点×1         | 4点×1<br>3点×1         | A×2        | A×2        | A×2        | A×2        |  |
| 3 積立金の使途                   | —                    | —                    | —          | —          | —          | —          |  |

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果 (H24. 9. 19) (主なものの要約)

(1) 総合評価

|  |
|--|
| <p>(評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>評定の分布状況からして、ほとんどの項目において、中期目標に対して着実な実施状況にあると認められるため。</li> </ul> <p>(法人の業務の実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般管理費について平成18年度から▲22.6%の削減を実施し、中期目標に掲げる目標値(▲15%)を大きく上回ったほか、証券化支援業務及び直接融資業務の経費率について、ともに中期計画に掲げる目標値を達成した(証券化支援業務:目標0.30%に対し実績0.23%、直接融資業務:目標0.35%に対し実績0.30%)。</li> <li>証券化支援業務については、機構が金融機関から住宅ローン債権の買取りの申請を受けた日から仮承認の決定をするまでの標準処理期間(3日)内の処理件数のシェアについて、中期計画に掲げる目標値(8割)を大きく上回った。また、積極的なIR活動の結果、MBS市場において地方投資家など30社程度の新規参入があったほか、平成24年3月には独法第一期中で最も低い対国債スプレッドである40bpで月次債の発行条件を決定した。</li> <li>収支の改善については、既往債権管理勘定において平成23年度決算で837億円の当期総利益を計上し、同年度をもって国からの補給金を廃止した。また、既往債権管理勘定以外の勘定(保証協会承継業務33に係るものを除く。)についても、中期目標に掲げる「中期目標期間の最終年度までに単年度収支の黒字化を達成」との目標を達成した。など</li> </ul> |
|--|

(2) 項目別評価

| 評価項目             | (1との関連) | 独立行政法人の業務実績   | 府省評価委員会による評価結果等   |
|------------------|---------|---|---|
| 組織運営の効率化         | I 1     | <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅資金融通業務については、東日本大震災への対応として、災害復興住宅融資の制度拡充等について周知を行うとともに、融資相談等に適切に対応するため、地方公共団体等が開設している住宅相談窓口にも職員を派遣した。</li> <li>団体信用生命保険等業務については、特に、東日本大震災に対しては、特約料の払込猶予や払込特約料の一時返戻の特例措置、団信弁済の手続きの簡素化等の対応を実施した。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災への対応として、震災発生当日に本店及び東北支店に対応本部を設置し、震災に関する情報共有や対応を組織横断的に一元管理する態勢としたほか、拡充後の災害復興住宅融資等が利用されるよう、地方公共団体と連携した現地説明、相談及び受付体制の迅速な整備等を実施した。また、融資相談業務、融資審査業務及び返済相談などに適切に対応できる態勢を整備するため人員の追加配置を機動的に行った。加えて、東北支店において管理体制の強化のため債権管理グループを増設したほか、防災集団移転促進事業や福島特措法への対応に関して、地方公共団体等との連携を強化していくために平成24年2月に専門相談チームを発足の上、同年4月に東北復興支援室を新設した。</li> </ul> |
| 収支改善<br>繰越損失金の低減 | III 1,2 | <ul style="list-style-type: none"> <li>既往債権管理勘定以外の勘定(保証協会承継業務に係るものを除く。)の単年度収支が改善したのは、住宅事業者等への訪問等の広報活動によるフラット35及び優良住宅取得支援制度の周知等の収益拡大のための取組や、計画的な人員管理等の経費削減の取組によるものである。</li> <li>MBS引受手数料単価について、平成23年度は平成18年度から100円当たり7.5銭の引き下げ(平成22年度と同様の引受手数料)とし資金調達コストの低減に努めた。なお、コスト削減効果を試算すると、7.5銭の引き下げに伴い約18.7億円となった。</li> <li>既往債権管理勘定以外の勘定(保証協会承継業務経理に係るものを除く。)の利益剰余金は168億円となった(平成22年度は285億円の繰越損失金)。</li> <li>リスク管理債権、事業の実施状況、損失の状況、処理方法等についてはディスクロージャー誌に掲載するとともに、ホームページにも掲載している。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>既往債権管理勘定については、平成23年度決算において837億円の当期総利益を計上しており、引き続き繰越欠損金の解消に向けて的確な債権管理回収を進める必要がある。</li> </ul>  |

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

|   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>該当なし。</li> </ul> |
|---|

